

令和7年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年10月22日
2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 開 会 令和7年10月22日
4. 応招、出席議員

1番 松 尾 榮 子	2番 山 田 喜代子
3番 増 田 葉 子	4番 三 浦 容 子
5番 武 藤 美砂子	6番 柴 田 圭 子
7番 大 野 忠 寄	8番 間 瀬 真 一
9番 軍 司 俊 紀	10番 長谷川 則 夫
5. 不応招、欠席議員
なし
6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

管理者 藤 代 健 吾	副管理者 笠 井 喜久雄
副管理者 橋 本 浩	事務局長 大 野 徳 強
庶務課長 久 古 耕 平	印 西 クリーン センタ 工 場 長
平 岡 自然公園 事業推進課 主 幹	土 井 秀 之
7. 管理者提出議案

報告第 1号	継続費繰越計算書の報告について
認定第 1号	令和6年度印西地区環境整備事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号	令和6年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
議案第 2号	令和7年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）について
8. 議員提出議案 なし
9. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。
10. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。

6番 柴 田 圭 子	7番 大 野 忠 寄
------------	------------
11. 議事の経過

◎開会の宣告

○議長（長谷川則夫議員） 定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご苦労さまでございます。

ただいまから令和7年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会を開会いたします。

現在クールビズの励行により、上着、ネクタイを外されても結構でございます。

（午後 2時00分）

◎開議の宣告

○議長（長谷川則夫議員） 本日の会議を開きます。

議事に入ります。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、令和7年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会は成立しました。

◎管理者挨拶

○議長（長谷川則夫議員） 初めに、管理者より招集のご挨拶をお願いします。

藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） 開会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

本日は、令和7年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会に出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、このたび私どもの都合によりまして、本定例会開催日の変更、午後からの開催となりましたことに関しまして、ご理解をいただき誠にありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。今後こういったことのないように、しっかりと調整の方法であるとか調整時期を含めて、少し事務局のほうと今話をしておりますので、今後皆様のほうにはご迷惑をおかけしないように対応してまいりたいと考えております。

それでは、初めに組合事業について報告いたします。

ごみ処理事業でございますが、今年度4月から9月末までに印西クリーンセンターに搬入された総ごみ量は2万3,729トンで、前年度比約880トン、3.6%の減となっております。家庭系、事業系ともに減少傾向となっております。引き続き関係市町と協力をしながら、より一層のごみの減量化、資源化を図っていく所存でございます。

次に、温水センター事業でございますが、今年度4月から9月末までの利用者数は約9万7,000人と多くの方々にご利用いただいているところでございます。引き続き適正な管理、運営に努めてまいります。

次に、次期中間処理施設整備事業でございますが、6月より施設建設に伴う基礎工事に着手をし、現在躯体コンクリートの打設を行っているところでございます。また、関連工事といたしまして、アクセス道路の地盤改良工事につきましても同様に着手をいたしまして、工事を実施しているところでございます。地域振興事業といたしましては、現在施設の土木基本設計、実施設計の発注手続を進めているところでございます。

次に、平岡自然公園事業でございますが、印西斎場の今年度4月から9月末現在、火葬件数は862件、前年度比24件、2.9%の増、次に平岡自然の家の実績ですが、今年度4月から9月末現在、体育館、研修室、グラウンド、多目的広場の全体件数で1,356件、前年度比128件、10.4%の増、最後に印西霊園の実績ですが、今年度4月から9月末現在、合祀墓における直接合葬は66体でございます。なお、芝生墓地につきましては10月1日から10月31日まで、納骨堂における通常合葬につきましては11月4日から11月28日までの期間で公募手続を行ってまいる予定でございます。

以上が組合事業の概要報告でございます。

さて、本日ご審議いただきます案件でございますが、報告第1号は継続費精算報告書の報告について、認定第1号、認定第2号は令和6年度一般会計及び墓地事業特別会計の歳入歳出決算の認定につ

いて、議案第1号は千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び同事務組合規約の変更に関する協議について、議案第2号は令和7年度一般会計補正予算（第2号）についての、以上案件は5件でございます。

詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

○議長（長谷川則夫議員） ありがとうございました。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川則夫議員） それでは、議事日程を申し上げます。

議事日程については、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川則夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席6番、柴田圭子議員、議席7番、大野忠寄議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川則夫議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川則夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日、管理者から議案の提出があり、これを受理しましたので、報告します。

次に、地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付してございますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（長谷川則夫議員） 日程第4、一般質問を行います。

なお、一般質問については、一問一答方式、質問時間30分の申合せになっておりますので、議事進行にご協力をお願いします。

質問の通告のあった議席6番、柴田圭子議員の発言を許します。
柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 柴田圭子です。通告に従いまして、リチウムイオン電池の火災関係についての質問を行いたいと思います。

最初に、リチウムイオン電池による火災事故について。リチウムイオン電池による火災事故が全国的に頻発しています。当組合でも、令和5年8月、粗大ごみと書きましたが、磁性物の運搬途中でリチウムイオン電池による車両火災事故が発生しました。また、令和6年12月27日には不燃ごみの破碎室内でリチウムイオン電池による大規模な火災が発生しました。

まず最初に、車両火災事故について伺いたいと思います。この事故の内容は、もう皆様当然ご承知おきとは思いますけれども、磁性物の売扱契約に基づいて組合から売り渡した磁性物の運搬作業中に、リチウムイオン電池が原因となって国道464号線で車両火災が発生したという事案です。この車両

の修理費に関して、組合が過失割合を10割と認めて損害賠償の額を決定して、これは相手方と和解するために議会の議決がなされたということで、金額が67万3,000円でした。この件に関してなのですがれども、火災の原因はリチウムイオン電池の除去漏れと判明していますけれども、この事故の対策がきちんとされているかどうかというのは、この間の12月の火災事故防止という被害の最少化ということに結びつくと思いますので伺います。

では、その車両の火災事故に関して、分別は適正に行われていたのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

車両火災事故のごみ分別作業につきましては、作業員が目視及び手選別で行っており、最大限の注意を払い適正に選別作業を行っておりました。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） それでは、何で分別から漏れてしまったのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

リチウムイオン電池が製品に内包されているものなどもあり、選別をすり抜けてしまったものと認識しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） では、何に使われていたリチウムイオン電池だったのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

火災原因となりましたリチウムイオン電池は、焼損しており、何に使われていたものは不明でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 答弁聞いておりますと、打つ手なしというか、もう紛れてしまってどうしようもないというようなことが分かります。これ一応流れですね、粗大ごみとか不燃ごみの処理の流れというものを確認をしたいのですけれども、当時は破碎したりしてベルトコンベヤーに載せて、まず鉄製のものを磁石で吸い上げて、それを取り除いてホッパーに入れて、それで残ったものが流れていって、手選別でアルミとか有価物に分けて、どんどん流れていったというふうなことかと私は認識しているのですけれども、当時の流れはそれでよろしいでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） そうしましたら、当時から12月の火事に至るまで何らかの対応はなされていましたと思います。それは議会でも答弁がされていたと思うのですけれども、どういう対応をそのときにされていたのか、これ質問の2のほうの最初の質問に入ってしまうのですけれども、車両事故の後の対応ということですので、今こちらのほうでお答えいただけたらいいかなと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

車両火災事故以降の対策としましては、当組合及び構成市町の広報、ホームページ等により徹底した分別の啓発、作業員による最大限の注意を払っての手選別作業、磁性物積載後の磁性物への水の噴霧等により事故防止策を実施しておりました。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 考えられることはやっていましたというふうに聞こえるのですけれども、そうしましたら小型家電とかリチウムイオン電池などの分別について、車両火災以降、さらなる注意をもって分別に取り組んでいたということでおろしいかと思うのですけれども、それはもうベルトコンベヤーとかが消失したことなので、ではその後ベルトコンベヤー消失後の処理の仕方、例えば平場において分別するとか何人体制で、どのようにしているのかとか、そういうような具体的なところをちょっとお答えいただけますでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

不燃ごみにつきましては、プラットホームで破袋作業を行い、袋に混入された電子たばこ、掃除機、イヤホン等の小型家電とモバイルバッテリーの破碎不適物の除去作業を7人体制で行っております。除去した小型家電につきましては、有価物として売却、モバイルバッテリーにつきましては電池の再資源化業者に処理を委託しております。粗大ごみにつきましては、粗大ごみの仮置場に一旦集積し、破碎不適金属を取り除き有価物として売払いを行っております。なお、不燃及び粗大ごみにつきましては、破碎処理等の中間処理を業者に委託しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 大分不自由をされているということは分かります。それで、今後検討していかなくてはいけないかなと思うことについてなのですが、磁性物の売却契約書というのがあったと思うのです。今はもうそれがなくなってしまってはいると思うのですけれども、前回は責任が、こちらに不適合責任というのが問われてしまうということで、こちらが10割持つことになったのですけれども、今後またこういう車両によって有価物を引き取ってもらうという作業は移転後とかは発生してくるし、これから検討しなくてはいけない事項だということはもちろんご承知おきだと思うのですけれども、その運搬に対する保険対応、これについての検討というのはもう始められていますでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

磁性物売買契約書の内容としまして、売買する品目、契約金額、売却場所、契約期間、契約保証金について定められております。運搬に関する保険対応につきましては、印西クリーンセンターの火災以降、磁性物の売却を行っていないことから、現在保険対応による考えはございませんが、今後磁性物の売買を再開する際には受注者と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 今ないから検討はしようがないというところかもしれませんけれども、保険適用がされるようなものがあるのかどうか、それから例えば車両が休業してしまった場合の補償、そういうようなものが保険とかの中に対応できるものがあるのかどうか、どのようなパターンがあるのかということは、もう早めに検討を始めて、今後に生かしていくかなくてはいけないと思うのですけれども、そこについては何らかの検討なり、ちょっと調査なりはしたりされていますか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、今後磁性物の売買を再開する際には、受注者と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 分かりました。車両については、起こってしまって1年半、2年近くたっているので、そういうことなのかなとは思いますけれども、それでは、次の破碎室内での火災のほうに移りたいと思います。

1項目の車両火災について、この対応というのは要は火災の未然防止という意味で、どれだけ真剣に取り組まれていたのかなというところをちょっと確認したかったです。今のところ各市町の 対応とか、そういうところもこれから追々聞いていかなければいけないのかなと思うのですけれども、そこをぜひ生かしてもらいたいなという思いがあったのですけれども、破碎室内での火災のほうで聞いていきたいと思います。

すみません、議長、最初に申し上げる予定だったのをすっかり忘れてしまったのですけれども、消防署からの報告書が出ています。それ私たちには配られていないくて、これはやっぱり議員も、それから皆さんも共有したほうがいいと思いますので、ここでちょっとお時間をいただいて、皆さんに配っていただくことは可能でしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） ただいま柴田議員より資料の要求がございました。柴田議員からの資料要求についてご意見はございますか。

（発言する者なし）

○議長（長谷川則夫議員） ご意見がないようでしたら、執行部に対象の資料を要求いたしますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） 異議なしと認め、執行部に対象の資料を要求いたします。

執行部に要求します。議会に対し、対象資料の配付は可能ですか。

大野局長。

○事務局長（大野徳強君） 可能でございます。

○議長（長谷川則夫議員） それでは、全議員に対象資料の配付をお願いします。

暫時休憩します。

（午後 2時18分）

○議長（長谷川則夫議員） それでは、会議を再開します。

（午後 2時23分）

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 対応のほう恐れ入ります。ありがとうございました。これは今すぐ使うわけではないのですけれども、では2項目の破碎室内での火災ということで質問をしていきます。

9月2日に報告が全議員に対してありました。それによると、センター内での選別を今まで以上に強化するとともに、構成市町に対しては分別の強化を依頼し、分別周知のリーフレットを作成し、配付することになりますということです。火災発生までに取られていた対策というのは、先ほど車両火災のところで伺いましたので、これは結構です。

これで、次に事故報告書を作成したのかどうかということを伺いたいと思います。今お配りしたのは、あくまでも印西地区の消防組合からの報告ですけれども、事故報告書というのは組合としては作っているのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

事故報告書につきましては、千葉県等に対し報告の義務が不要であることから、作成はしておりません。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） こういうちょっと重大な事故が起こった場合に、事故報告書は作っておりませんという回答がちょっと意外なのですけれども、まず千葉県に報告義務が不要ということなのですけれども、不要だからといって総括的な報告あるいは経緯とか、そういうことについてのまとめみたいなのはしないのですか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

今回の火災につきまして、施設を管理しております業者から火災報告の報告が上がっておりますので、そちらを活用してホームページ等への掲載で火災の内容等について報告させていただこうと思います。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） これ、ちょっと聞きそびれたのですけれども、これからですか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

報告書については上がっておりますので、早急にホームページのほうにアップしていきたいと思っております。以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 1月31日にも議員に対しては経過説明も、ちゃんと細かい図とか写真までついたものをもらっていますし、3月の末にも費用の検討とかというので何か上がってきていますし、7月にも一応報告来てますし、9月も最終的な報告みたいなのが来ていますし、議員に対しては細やかな報告とかしてくださっていたと思うのですけれども、これというのは議員に配るということはもう公開されているということを考えれば、何度か報告しているというふうに捉えられるのではないかと思うのですけれども、報告を作っていましたというようなことが逆に不思議な感じなのですけれども、どう捉えたらいいのですか。では、議員に対して細かくなかなかの資料をつけて配ってもらったものというのは議員止まり、どういうふうな捉え方をすればいいのですか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

議員の皆様に報告した内容に準じて、ホームページ等にはアップしてございますので、こちらをまた改めて委託業者のほうの報告も含めた形で報告していきたいと思っています。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 何と言っているかよく分からぬのですけれども、今度消防組合からの報告についてなのですけれども、これ9月2日付の組合からの議員各位というお知らせの中に、印西地区消防組合から情報の提供がありましたので、正副管理者へ報告の上、下記のとおりご報告させていただきますといって報告されている内容が、出火原因は粗大ごみに混入していたリチウムイオン電池が、粗大ごみ処理過程の破碎機により変形や衝撃等で、内部電力のプラス極とマイナス極が接触したことで内部短絡を起こして出火、コンベアに載って運搬され、磁力選別機付近でコンベア内の可燃物及びコンベアベルトに着火し、車載物搬送コンベヤーに焼け下がり延焼を拡大したものです。こういう報告がされました。では、元のものを当然見せてもらいたいなと思って見せてもらって確認した。これはもう当然議員が共有して、皆さん共有していいものだろうと思ったので、お願いして配っていただいたわけなのですけれども、細かく何時何分どうした、黒塗り部分もありますけれども、どういう担当が、どういうことをしたということがきちんと書かれているわけです。これが日付を見ると7月29日なのです。何が何でも遅過ぎるのではないかと、あと事故報告書についても何か市民からの問合せで、消防署から報告が来ないので作っていませんみたいな回答をしたということも聞いているのです。そうなりますと、この報告書というのは消防組合のほうが自発的にちゃんと提出して、7か月かけてやっとつくって提出したというものなのか、それともこちらが要求しなければ出てこなかつたものなのか、どっちなのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

こちらの報告書につきましては、当組合から印西消防組合のほうに請求をいたしまして提出いたしたものでございます。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） ここに至るまでに何回か請求はしていましたか、消防組合のほうに。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

何度か請求のほうはしておりましたが、できていないということで回答いただいておりましたので、今回の日付が来るまでは報告書のほうはいただけなかつたということでございます。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） この報告書見ますと、かなり詳細にちゃんと書かれているわけです。どこで、どうなったということが。これらを基に、もしクリーンセンターのほうで報告をするということであれば、やはりこれを待たなければ正確な報告書は書けないだろうなとも思うわけです。これはこちらの責任ではないとはいえ、何かいかにもちょっと遅過ぎだなという感じはあります。でも、この報告書がきちんと出た以上は、当組合でもこれを基に、これを使用してちゃんと報告というのはしていただきたい。今まで全員協議会とかで何度か出されたものに、ちゃんと肉づけをして報告をしていただきたいなと思います。

では、次の質問に移ります。粗大ごみの処理委託事業者というのが今分別をしているのですけれども、その委託事業者に対する責任というのは問えるのでしょうか、どうでしょう。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

粗大ごみ処理委託業者の責任につきましては、作業内容等に瑕疵や不備等が確認できなかつたことから、責任の追及はしておりません。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 作業内容に瑕疵や不備が確認できなかつたというのは、誰が確認をしたのですか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

組合の職員により確認しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 確認できないのだったら責任の追及はできない、責任の追及はしないのかなという気はしますけれども、そうしましたら今度ベルトコンベアとかが一切使えなくなつたということで、回収できていた資源物が回収できなくなつて、今もうできなくなつていている状況ではあると思うのです。今までの資源物売払代金、有価物売払代金など、あと粗大ごみ売払代金、小型家電売払代金、この辺りの歳入が関係あるという部分なのかなと思うのですが、そこについて燃えてしまつたがためにできなくなつてしまつて、収入が減つてしまつたというような部分というのはどのくらいになるのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

火災による歳入に影響が出るものは、磁性物と破碎不適物の売払いによる有価物売払代金の歳入だけであり、このほかには影響あつた歳入はございません。逸失額としましては、磁性物で約12万5,000円、破碎不適物で約2万5,000円、合わせて計15万円となります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 今、約15万円っておっしゃられましたか、その程度で済んだのですか。 トラックの荷台に満載に積んでいて、そのトラックの引き取つた事業者がそこで有価物取り出したり、しているわけですよ。そのトラックも来なくなつて、トラックの事業者がこちらのほうに買い取つ

て自分たちで持っていたいと思うので、それ結構な金額になるのではないかと思ったのですけれども、トラックによって引き取られていった資源物分の歳入というのも、全然この範囲内で収まってしまっているということですか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 分かりました。

それでは、次の今後の取り得る対策はということについて伺いたいと思います。具体的な減災対策を伺いますですけれども、またこれ誤字していまして、殺す対策を伺いますになって、ごめんなさい、災害の減災、減らす災害の対策を伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

今後の対策としましては、被害が発生しないよう、破袋作業による不適物の除去に重点を置き、引き続き最大限の注意で手選別作業を実施するとともに、構成市町の住民に対し啓発のチラシを戸別に配布するなど啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 構成市町とは、具体的に話合いをされたり、こういうふうにしようというようなことを決めたりとかということはされてはいないのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

関係構成市町の環境担当課長を含めまして、会議等は行っております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 中身を私は聞きたいのです。何を決めたか、それで構成市町がそれぞれに持ち帰って何をやっているのかというようなことを聞きたいのですけれども。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

リチウムイオン電池の回収につきましては、発火等の危険性を考慮し、集積所での回収ではなく、小型家電同様に拠点回収をするというような検討をしたり、回収ボックスの設置など回収拠点の回収方法につきましては構成市町にお願いしたりしているところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） リチウムイオン電池というのは、もう便利なばかりに捨て方を確立しないまま利用ばかり広がってきてしまっているというのが実態で、メーカーも自主回収していますけれども、条件が厳しくてあまり進んでいないということです。自主回収というのは取り外せる電池と限定されているようで、安全性が審査されているもののみという条件もあるようです。なので、インターネット通販で購入された海外製のものとかはもう全然対象外だし、あと電池が取り外せないもの、ワイヤレスイヤホンとか携帯用の扇風機ありますよね、顔にこうやる、あれも握りのところに入っているのだけれども、それも取り外せないのでだめ、回収できないと。それが市町においての回収ということになると、小型家電とか、あとは今おっしゃられたようにリチウムイオンは別の入れ物を設けて回収するということになっていくのかなと思います。国のほうも、経産省、環境省、総務省と次々にその対策というのを出しているのですけれども、一番最初に出たのが環境省の通知です。今年4月に通知が出されていますけれども、それについては詳細ご存じですか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

通知の内容につきましては、一読させていただきおりまして、内容のほうは把握しているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） これが結構厳しくて、自治体ごとに家庭から排出されたすべてのリチウム電池及びリチウムイオン電池使用製品を回収することという方針として出ているのです。これ4月なので、のんびり3市町で話し合いましたということだけでは済まないのではないかなどちょっと危惧をしているところです。それぞれの自治体の取組というのは、ちゃんと組合さんは把握をしているのでしょうか。受けて、具体的に何をやったかというようなことですけれども、横並びでやっているのか、それぞれに取り組んでいるのか、ここについてやっぱりそれは情報共有として絶対に把握しておかなければいけない部分かなと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

各市町の取組につきましては、把握はしておりますけれども、各々の市町での対応となっておりまして、白井市さんですと拠点回収を行っておりましたり、印西市さんですと対面による回収を行っておったりしているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） どのくらいの割合でリチウムイオン電池が紛れ込んでいるかというのは、全くまだ把握されていないで、問題が起こっているかどうかというのを総務省のほうでアンケート調査すると80%、90%の自治体で問題が起こっているという回答になっているという状況なのです。私は、全然周知が足りていないなとは思っています。白井市は、ちょうど10月に資源物とごみの分け方、出し方というのは新しくなったところで、そこにもリチウムイオン電池の回収というのはもうちゃんと駒の中に入って、どうやりますというのが書いてあります。それと、また別に別刷りで、こういうものは駄目ですよというので全戸配布されているのです。白井市は、リチウムイオン電池についてはペール缶をちゃんと回収場所に購入して、いわゆる小型家電のところのもの、それからリチウムイオン電池のものとちゃんと分けて置けるようにはなっていると。多分他の市町も同じような取組はされているのかなとは思っていますけれども、圧倒的にやっぱり周知が足りない、それから市民のほうもリチウムイオン電池の火災というのは結構頻繁に出てくるので、認知度が上がっている。ただ、どうしようもないから、どうしていいか分からないから、そのまま一般ごみと一緒に捨ててしまうとか、そこら辺の取組がもうちょっと、前資源ごみと一般ごみと袋を導入したときに物すごく丁寧にあちこちの自治会回って、こういうふうになりますという説明をしたことがあります。何かそのくらいの勢いで私は危険性、あとこういう具体的な事例、こういうときはこういうふうにするのだよというようなことを皆さんに知ってもらうために、印西クリーンセンターのほうが音頭取って、それぞれの市町にそのような周知を徹底するような取組をしてはどうかなと思っています。

それで、リーフレットを配布しますというふうに報告にありましたけれども、これはどのようなもので、いつ頃になる予定でしょうか。また、どういう配布の仕方をするのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

リーフレットの内容につきましては、ごみ分別の周知徹底をメインに作っていきたいと思っております。配布の時期につきましては、本年の12月を目途に予定をしております。あと、配布の方法につきましては戸別に配布したいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 戸別配布って、それぞれの市町に依頼して戸別に、世帯ごとに配布をするという意味ですか、相当大変かなと思いますけれども、どのようにされますか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

当組合が各市町の戸別に配布をするような形で考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 戸別に誰がというか誰かに委託するのですね、そうすると。分かりました。配布とか、そういうのだけではなく、具体的にもうちょっと、もう一步踏み込んで回収の方法を工夫しなくてはいけないのかなと思っています。まず、どの市町も多分回収はセンター、公民館とか市役所とか、そういうセンター回収だと思うのです。そうではなくて、ごみの集積所に月に1回なり週に1回なり、燃えないごみを出す日にリチウムイオン電池を回収するという別のボックスを設けるとか、そういう工夫というのはできないものでしょうか。これは新宿区がリチウム電池を家庭ごみで回収可能にしているというのは、この4月にニュースで出ていましたし、資源の日にごみ集積所で回収するってなっています。回収できるのは小型充電式電池単体で、ニッカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、自転車用バッテリーやコードレス電話などの電池、ワイヤレスイヤホン、小型扇風機、電子たばこなど、それから市原市は10月からごみステーションで分別回収を始めたとあります。製品によってまちまちな廃棄方法を一本化したと、月に1回です。月に1回の燃やさないごみの日に有害ごみとしてステーションで回収すると、ただし排出時は電池を使い切る、端子部分やケーブル差し込み口にテープを貼って絶縁、市指定のごみ袋ではない透明の袋に入れる。ほかのごみとは1メートルほど離しておく。市内の各店舗でも回収しているけれども、それはそのまま継続する、そういうような取組をしています。多分拠点回収だけではなくてステーション回収、ここまで踏み込むと要は市民の認知度と意識啓発にもなるので、そういう面からも有効ではないかと思うのです。そういう取組をぜひお願いしたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

構成市町と協議しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） ゼひ3市町の首長さん方も来ておられるので、これ以上は災害を増やす安全の対策、これ以上のことはないというぐらいのことを、できることを積極的にやっていただきたいなと、自治体が回収するという義務にもなってきてているので、ぜひ具体的に進めていただきたいと思います。

それでは、次にごみの直接搬入の制限について伺います。直接搬入は、12月以来制限がまだ続いている状況、解除された部分もありますけれども、これについては見通しとしてはどのようになるでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

住民によるごみの直接搬入の制限につきましては、施設内の粗大ごみ仮置場が狭く搬入動線が煩雑となることが考えられているほかに、大型重機による積込み作業などが行われており、搬入者の危険が予測されることから、現施設での直接搬入の再開は現在のところ考えておりません。今後も、引き続き申込みによる収集運搬を活用いただけるようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） ごみ集積所に基本的には出しましようねってなりますと、例えば農家さんの剪定枝なんか、本当に45センチの長さに一々切らなくてはいけないというようなすごく煩雑な手間もかかっていて、せめてそのくらいは搬入させてもらえないだろうかという声は受けています。この動線についてなのですけれども、一般ごみの搬入だけであれば重さ量って入れて、出して重さ量って出るという、その動線を粗大ごみやなんかの破碎する作業なんかの動線をまたいで何かするということはないのではないかと思うのですけれども、そこら辺どうでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

その一般ごみにつきましては、今後関係市町の協力等をいただきながら、受入れに向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） これから検討ですか。検討して、これから初めて俎上にのせるという感じになりますか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

組合の中では検討しておりますが、関係市町との協議もありますので、その辺はこれから進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 今までがたがたしていたでしようけれども、その流れというのが定まったと思うのです、もう粗大ごみも不燃ごみも。こういう動線で、こういうふうに流れていくという、そこにかかる範囲であれば市民の利便性向上のために可燃ごみであっても一部、とてもごみの集積所に出すのにはあまりに苦労し過ぎてしまうようなものについては、対応をぜひ考えていただきたいなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で柴田圭子議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は午後3時ちょうど。

（午後 2時51分）

○議長（長谷川則夫議員） 会議を再開します。

（午後 3時00分）

○議長（長谷川則夫議員） 次に、議席9番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 議席番号9番の軍司でございます。通告に基づき、一問一答で一般質問をさせていただきます。

まず、質問1です。次期中間処理施設工事と建設業界の2025年度問題についてということで、(1)、次期中間処理施設建設工事では、スライド条項による増額補正を議案とすることが公表されています。この内容については、詳細に議案審議で行いたいと思いますが、ざっくりと総工費の高騰とか資材価格の上昇は、新たに契約書上で歯止めがかけられるのかといったようなことをちょっと中心に、スライド条項について何点かお聞きしていきたいと思いますので、まず1点目のご回答をお願いします。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

本事業につきましては、国の公共工事標準請負契約約款に準じて契約を締結しており、契約書の項目にスライド請求に関する条項がございます。また、国土交通省の発注者、受注者間における建設業法遵守ガイドラインでは、原材料費等の高騰が発生している状況においては、取引価格を反映した請負代金の設定をしなければならないとされていることから、新たに契約書上でスライド条項に制限をかけることは難しいことと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） スライド条項って、そういうものなのだろうなと思いながら、ここ最近ずっと見ているわけなのですけれども、そもそも契約を結ぶときに議員に対してこの公共工事の標準請

負契約約款に基づいてやるというのが大体一般的の公共工事のもの、公共工事はそういうものだと思いませんけれども、こういったようなスライド条項なるものがあるという説明を一切されていないのです。その中で、もちろん今回スライド条項が何たるかということについて議員にも説明があって、これは環境整備事業組合だけでなく、それぞれの構成自治体において、特に印西市においては別の公共事業においてスライド条項が適用されているものもありますので、その内容的なものは分かっているのですけれども、分かっているにせよ、事前に次期中間処理施設の工事が始まる前に、契約をするときにJFEかほかのところにするかを決めるときには一切こういう話がなくて、どちらにせよ公共工事の標準請負契約約款に基づいて契約書が作られるものなのだろうから、ここは仕方がないといえば仕方がないものなのかもしれないけれども、今回の経緯の中でもスライド条項にはそもそも全体スライド、単品スライド、インフレスライドの3種類あって、今回受注者はインフレスライドを希望しているということを説明がかつてあったわけですね。

説明が我々組合議員のほうにもあったわけなのですけれども、果たしてこれインフレスライドで、そもそもスライド条項の契約変更の協議においては、発注者と受注者が協議して請負代金の変更をするというのがスライド条項になってくるわけなのですけれども、これ自動的に差額が支払われ続けるものではなく、その都度価格変動の妥当性とか変動性について確認と合意が求められるというのは、これは十分承知しているわけなのですけれども、その中でフローチャートがあって、インフレスライドを選ぶのだよというふうに言つても、私がちょっとこれよく、このまま行つたら印西市もそうなのだけれども、スライド条項にもしもこれ制限がかけられないとすれば、未来永劫例えば原材料費の高騰が続く、あるいは人件費の高騰等が続くということであれば、その都度発注者と受注者の間で協議して、その差額の支払いというのをしていかなくてはならないものなのですか、そこを確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

今後もさらなる物価上昇等が続く場合、受注者からスライド条項に基づく請求が行われる可能性はございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今のご回答を繰り返すと、さらに物価上昇が続き受注者からスライド条項に基づき請求が行われる可能性がありますよと、これは印西市でも同じようなことが起こっているわけなのですけれども、果たして本当にそれでいいのかということなのですけれども、工事を止められたら、またそれはそれで別の意味で困るわけなのですけれども、この原材料費等の高騰が永遠に続き、かつ毎回スライド条項の適用要件、これに合致するということで、つまり著しい変動があります。一定割合以上の増減を満たすということがあれば、ずっと上がっていくということがあれば、これ当然各構成市町に対して負担がかかってくるということには当然だろうと思うのです。ただ、一点確認しておきたいのは、スライド変更後の金額というのが新たな基準日ですよね。新しい基準日、通常は請求日等になると思うのですけれども、以降の残工事においては変更契約の協議というのが多分されてくるだろうと、現実的に物の本を読むと契約変更をしなくてはいけないって、契約変更をするというようなことになっているのだけれども、その新しい基準日については、これきちんと今後どのような話合いがされていくのかということについて確認しておきたいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

新しい基準日の設定につきましては、千葉県のインフレスライドの運用に関する手引により受注者からの請求日を基準日とすることが原則とされており、受注者より請求のあった令和7年3月26日を基準日に設定したものでございます。なお、同基準日は令和6年度の出来高検査日となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今おっしゃったとおり、これ以前の組合議員に対する説明の中では、今お

っしゃったとおり、やっぱり3月26日だということで書いてあって、やはりこの日なのだろうなというふうには思って、わざと聞いたわけなのですけれども、その後7月に受注者によるスライド概算金額出されて、今回の議会の定例会で一応補正予算があって、11月の末には受注者によるスライド額、確定額が提示されるといったような流れになってくると思いますので、この辺については後ほど、一般質問でやるのはもったいないので、議案審議のときにちょっともう少し突っ込んで聞いていこうかなと思うのですけれども、概要のほうだけもう少し確認させていただこうと思いますが、基準日はこれ設けられるということは、その都度基準日も残工事費も残工事費が幾らなのかというのを計算されることなので、一概にその都度その都度スライド条項に基づく金額といつても、そんなには上限なくなるのかなというようなふうには一応感じてはいるのですけれども、きっと市場価格が落ち着いてくるとか、あるいは下落に転じた場合にはスライド条項に基づき、今度は逆に減額の変更も多分あるというふうに私は信じていますので、そのときにはきちんと受注者ではなくて、発注者たる組合のほうがちゃんとこれ請求してもらわないと困るわけです。その点やっぱりしっかりと心に留めておいていただきたいなと思うのですけれども、その意味でちょっと確認しておきたいのですけれども、スライド条項の適用においては、リスク配分についての再設計を行うべきではないかなというふうに思うのですけれども、このリスク配分の再設計についてどのように今なっていらっしゃるのか、そこを確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

国の建設工事標準請負契約約款に定められているスライド条項では、受注者及び発注者の請求が認められている権利となりますので、今後におきましても適正な請負代金の設定につきまして、受注者と協議を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） もともとこのスライド条項の趣旨というのがリスクの公平な負担ということになっているので、致し方ない部分もあるのかなというふうには思うのですけれども、印西市みたいに何回も何回もこれやられると、いい加減にしなさいと思うわけなのですけれども、今おっしゃったとおり、受注者及び発注者の請求って、それそれが認められている権利になるので、適正な請負代金の設定についてきっちりと協議をしていきたいということは分かりましたので、あとはちょっと議案審議のほうでやりたいなと思いますので、この点は（1）についてはここで終わります。

（2）について入ります。（2）、次期中間処理施設工事における2025年問題は工事に影響を及ぼすことはないのだろうかということ確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

高齢者の増加に伴い、建設業界における現役世代の労働力が減少する2025年問題につきましては、当組合としましても社会的な課題であると認識しているところでございます。次期中間処理施設建設工事への影響を受注者に確認しましたところ、現時点においては影響を及ぼすことはないとのことですが、引き続き受注者と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今のご回答の中では、2025年問題において次期中間処理施設建設工事への影響を確認したら、現時点において影響はないだろうというご回答だったわけです。ただ、現時点ではないといつても将来もこれ起こり得る、2025年問題って2025年以降の問題になるわけですから、将来も起こり得る問題だと思うのですけれども、工事のスケジュールに影響が出ないようにすることは、組合側としてこれどのように担保するのですか、確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

引き続き、組合としましては、労働力不足が発生しないよう、国や千葉県等から提供される情報を

いち早く受注者へ提供し、人材の確保に努めていただき、労働力不足による工事スケジュールへの影響がないよう注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今おっしゃった中で、国や千葉県等から提供される情報をいち早く受注者へ提供しということですけれども、こちらについて人材の確保に努めてもらうということですけれども、国や千葉県等から提供される情報というのは、具体的にどういうものなのか、そこをちょっと教えていただけますか。これがちょっと分からないと、2025年問題はなかなか解決もしないと思いますので、この国や千葉県等から提供される情報というのは具体的にどういうものなのか、組合としてはどういうものを想定されているのか確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

提供される情報の内容といたしましては、例えば外国人労働者の雇用ですとか定年年齢の引上げ、そういった人材確保を行っていけるものについての情報がありましたら、情報提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今おっしゃった内容については、もちろんそれ組合側から出していくというよりも、多分受注者側でも多分そういうニュースというのは十分承知しておると思いますので、しっかりと情報交換しながら工事の遅れがないようにやっていっていただきたいなというふうに思います。

大きい質問2番になります。印西温水センターの運営についてです。こちらについては、実は印西温水センターは、皆様ご承知のとおり名前は印西ってついていますけれども、印西地区環境整備事業組合が運営しているということを多くの近隣の方々はあまりご存じないようで、印西市に対して結構温水センターなくなるのだってといったような連絡が入って、何とか存続してほしいなんて連絡が入っていますけれども、そういった意味でも改めてこの組合で確認をするわけなのですけれども、令和9年9月には廃止が予定されている印西温水センターですが、利用者をはじめ複数の方より存続を求める声が上がっています。以下確認します。

（1）、現施設は、最大でどのぐらいの施設の利用が可能なのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

次期中間処理施設の試運転開始を令和9年10月から予定しており、現施設に搬入しているごみの一部は順次次期中間処理施設へ搬入することとなります。これにより、現施設では印西温水センターへの熱供給に必要となる蒸気を十分に発生させることができなくなることから、温水センターの運営は次期中間処理施設での試運転が開始される令和9年9月までと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今おっしゃられたように非常に重要な内容で、クリーンセンターが次期中間処理施設ということで、新印西クリーンセンターということで建設工事が始まる前の段階でも、移転が決まった段階で、温水センターというのは皆さんもご存じのとおり、余熱利用施設である以上、焼却ができなくなり蒸気が出なくなると、必然的に温水がなくなる、余熱がなくなるということなので、なくなりますよというのもう分かっていたことだとは思うのですけれども、それが十分な周知がされてこなかったと、これは私ども前の前から申し上げていることなのですけれども、クリーンセンターが移転するイコール余熱利用施設なくなる、印西温水センターがなくなるというのは、もう移転が決まった段階ではっきり分かっていた話なのですけれども、何だからやむやになつてちょっといろんな声が出てきているということなのです。ですから、確認の意味でもう再質問のところでおきたいのが印西市役所に対して、あるいはこの印西地区環境整備事業組合にも直接温水

プールの存続を求める声というのが多数届いていると思います。協会、それからどこかのグループ、それから個人からもかなり届いていると思います。この存続できない理由というのは、これ十分に説明されているのでしょうか、説明していくべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

温水センターの存続につきまして、明確な説明等は行っておりませんが、現在までに温水センターの存続についての問合せが数件あり、運営を令和9年9月末までとする旨の回答をしているところです。また、温水センターを利用される皆様に対しましては、閉鎖の1年前の令和8年9月より周知を予定しており、その際には存続できない理由についても説明したいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今おっしゃった内容って非常に重要で、明確な説明等は行っていないということですけれども、これは令和8年9月から周知をするというよりも今現在でもう既に分かっている話なので、周知に努めていくべきなのではないですか。例えば印西地区環境整備事業組合において広報が出されていると思いますけれども、広報にもはつきりともうなくなりますよと、その理由はこうこう、こうですよというのを少しずつでもきちんと書いていって、今おっしゃった1年前になつたら、もっと本当に大きく、でかでかと書いていくと、本当に1年前でいいのかどうか分かりませんけれども、今既に組合に対して数件ですか、何か印西市役所にはもっと来ているみたいな話を聞いていますけれども、これだけのお問合せがある以上、何らかの対応策というのは取っていかなくてはいけないのかなというふうには思うわけなのですけれども、きちんと広報等に努めていただきたいなというふうに思います。

（2）に入るわけなのですけれども、（2）、移転先の吉田地区に同規模の施設の建設は可能なのだろうかという点について、お聞かせください。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

現時点では買収済みの用地内におきまして、印西温水センターと同規模の施設を建設するために必要な土地の面積は確保されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） この再質問については、次の大きい3番の質問にも絡んでくるのですけれども、今のご回答ですと移転先の吉田地区に同規模の施設の建設は可能なのかということについて、明確に土地の面積は確保されているものと考えているという回答があるわけなのですけれども、そうするとでは今度は組合側から吉田区に対して温水プールの設置の働きかけというのを多分今までは全くやってきていないのではないかと思うし、次の地域振興策の現状と今後についてでも少し話をしますけれども、このプールについてやはり今現在でさえ組合に数件、印西市役所にはもっと来ていると思いますけれども、そういう要望がある以上、何らかの組合側からの働きかけというのは必要なのかなというふうに思うのですけれども、その辺例えでは誰がこういう働きかけを仮にするとすれば行うのだろうかということを、ちょっと確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

吉田区に対し、温水プールの設置に関する提案を行う場合には、組合が提案するものと考えられますが、組合としては、平成26年度に吉田区からの発案により提出のあった同意書の内容を尊重したいと考えております。現在、最終調整をしている地域振興策の内容には、温水プール設置に関する吉田区からの発案はございませんが、吉田区が希望、提案する地域振興策を真摯に受けながら、対話協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） こちらも何で組合がプールの提案をできなかったのかというところにまた絡んでくるのですけれども、確かにクリーンセンターの移転については、印西地区環境整備事業組合のほうから移転先の公募というところから始まって、地域振興策も各地元に任せますよということから話が始まっていますので、回答にあったように平成26年に吉田区からの発案があって、吉田区主導で地域振興策については行ってきて、それを組合側は見守ってきたと、組合側から拠出するお金についてもう決まった金額を出すから、その中でやってくださいよという金額を出してやってきたわけです。ただ、やはり先ほどの新印西クリーンセンターのスライド条項ではないですけれども、状況が変わりつつある中で、果たしてこのまま吉田区が資金不足に陥って、本当に吉田区のほうで考えていた地域振興策ができないということであれば、ここでもう一度立ち返って考えて提案を組合側からしていくことも必要なではないかなというふうにも考えていますので、それらを踏まえて大きい3番です。

質問3、地域振興策の現状と今後についてということで、この大項目の質問を続けていきたいと思います。住民より、どうなっているのか、全く何か話はないと、組合議員にも説明はありましたけれども、ほとんどがまだ内密にしておいてくれということなので、私を含め多くの組合議員の方から発信することなく現状に至っていると思うのですけれども、近隣の方々、それから関係市町の方々については、どうなっているのだというのが率直な意見であり考え方だと思うのです。

進捗が見てこないので、(1)、現時点での進捗について改めて確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

用地買収や造成工事及び雨水排水処理など、土木設計の基本方針については現在契約に向けて手続を進めているところでございます。また、物価高騰などによる地域振興施設の規模や機能の見直しにより、段階的な整備を実施する状況となったことについて、吉田区と最終調整中でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 再質問していきます。再質問については、今先ほどこれもちらっと申し上げましたけれども、物価高騰によって地域振興策の規模とか機能の見直しが行われているというのは、これはたしか2月だったと思うのですけれども、組合議員のほうに説明があり、そうなのだと、ただその内容についてはどうちらかというと、まだ話が進んでいない部分もあるので、内緒にしておいてくださいということで資料も回収されて、現状組合議員のほうに資料はないわけなのですけれども、そういう中でではこの回答にもありました物価高騰による遅れですね、この遅れというのは地域振興計画に今度どのような影響を及ぼしてくるというふうに考えていらっしゃるのか確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

現在、物価上昇による遅れは生じておりませんが、今後さらなる物価上昇が発生した際には地域振興施設の規模や機能を見直しし、段階的に整備することも視野に入れ検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 私の言い方も悪かったなと思っているのですけれども、物価高騰による遅れというのは生じていないという回答もありましたけれども、確かに遅れというのはないかもしれませんね、工事が始まっているわけではないので、だけれども工事が始まっているわけではないけれども、工事に入る前の計画が進んでいないということについては、これはやっぱり遅れというふうにして私は言ってもいいのかなというふうには思うわけです。なぜならば、先般組合議員に対して説明された内容、回収された資料なんかを見ても、明らかに当初想定されていた要するに地域振興策における施設なんかは大きく削減されてきているわけです。例えば温浴施設なんかも、当初予定されていたもののお風呂の浴槽は広くなったかもしれませんけれども、それに付随する

施設なんて大きく減ってきているわけです。そういったものについて、本当にこれ地域振興策というふうに言えるのだろうかといったような私は考え方があるのです。ですから、ここで改めて確認しますけれども、では現状遅れではないっておしゃっていますけれども、物価高騰による影響、そしてそれに対して地域振興策がどうなっていくのか、最終的にはこれ地域のにぎわいを創出するために地域振興策というのを行っていくわけなのですけれども、ではもしもこれにぎわいが創出されなかつたということになると、その責任はこれ誰が負うのですか。吉田区ですか、組合ですか、構成市町ですか、その辺どうなっているのでしょうか、そこを確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

物価高騰については、組合でコントロールできるものではございませんので、その状況に応じ適宜事業計画を見直す必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 私は、誰が責任を負うのだということをお聞きしているわけです。別に物価高騰は組合でコントロールできるものではないなんということを聞いてはいないのですけれども、よしとしましょう。ただ、物価高騰について、もう規模が縮小されてきているのを想定して、では今後どうなっていくのだというのは、これ（2）のほうで聞いていくわけなのですけれども、取りあえずすみません、では（2）のほうの今後についてどう考えていくのかというのを、まずちょっと確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

地域振興施設の整備内容に関する吉田区との最終調整につきましては、年内に調整を完了させたいと考えております。最終調整の完了後に地域振興施設の段階的な整備内容を速やかに公表し、令和8年度から土木工事の着工、併せてメイン施設となる屋内余暇棟の設計、施工の契約を締結し、令和10年4月のオープンに向けて事業を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今のお話を聞いていると、今年令和7年度中には調整を完了したいと、その中で令和8年度、来年の4月ぐらいから土木工事の着工を行っていくといったような回答があつたと思うのですけれども、こちらについては当初から話がありますけれども、33億8,000万円の地域振興策の中で、ある程度はもう上下水道の整備なんかはやってきていて、その33億8,000万の中からかなりお金が使われてきていますけれども、その中でやっていくと、今言ったような考え方だらうなというふうには思うのですけれども、ではちょっと確認しますけれども、その核となる集客施設というのも年内に決定していくのですか、それは公表に至るというふうに考えていいのかどうか、そこを確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

先ほどご説明したとおり、地域振興施設の整備内容に関する吉田区との最終調整につきましては、年内に調整を完了させたいと考えております。調整後は速やかに計画内容を公表する予定でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） では、もう一点確認しておきたいのですけれども、今のご回答の中で、調整後は速やかに計画内容を公表する予定だと、工事は一番初めの回答にございましたとおり、令和8年度から工事に入ると、そうすると令和8年度、令和9年度と2か年にわたって工事をして、令和10年4月には、つまり新印西クリーンセンターができるときには、地域振興策においてもこれ一齊にオープンすることは可能なのかということを確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

令和10年4月の一斉オープンに向け、事業の進捗を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） これは私の考え方なのですけれども、私は別に一斉にオープンしなくてもいいのではないかなと思っているのです。適宜オープンしていくべきかなということで、極端なこと言ってしまうと、多少延びても構わないので、（1）、前の印西温水センターの話ではないですけれども、本当にそれは人が集まる施設あるいは地域の方々に愛される施設というものを目指して、ここで一回立ち止まって計画を練り直していく必要があるのかなというふうに思うのです。そうしないと、例えば新印西クリーンセンターができた暁には、当初の計画にあったとおり温浴施設はできますよと、ただそれはスーパー銭湯から少し規模が大きいものになるかもしれませんけれども、果たして本当に集客ができるのだろうか、地域の方々は地域振興策になるのだろうかという疑義もありますので、もう一度そのプールの必要性なんかも考えるためには、時間を取りながら構成市町の首長さんの間でも地域のニーズをくみながら、ぜひともそれを考えていくいただきたいなというふうに思いますので、年内に公表するということで今進んで、調整を完了させて公表するということで進んでいますけれども、予算なんかも踏まえて、もう一度吉田区なんかと組合側で膝突き合わせて考える必要も今あるのかなというふうに思いますので、その点だけ要望として上げておきたいと思います。

最後、質問4です。墓地事業の現状と今後についてということで、今までこういう質問したことなかったのですけれども、ちょっと新聞記事を見まして心配になったので、初めてこういう質問をしたいと思います。「急増する引き取り手のない遺体、自治体の対応、国が実態調査へ」という記事が、これ確か朝日新聞だったかどうか、ちょっと忘れてしまったのですけれども、そういう記事が昨年新聞報道されました。かなり増えているらしいのです。印西地区環境整備事業組合では、同様の事態は発生しているのかというのを確認しておきたいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） お答えいたします。

ご質問の新聞記事は、身寄りがない人などが亡くなり、引き取り手がない遺体を自治体が火葬する事例が急増しており、厚生労働省が初めての実態調査を始めると報じた記事と推察いたします。引き取り手がない遺体につきましては、墓地、埋葬等に関する法律、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、構成市である印西市、白井市において対応業務を行っておることから、当組合では実態を把握はしておりますが、該当する件数を構成市に確認しましたところ、印西市が令和5年度13件、令和6年度13件、白井市が令和5年度8件、令和6年度9件の発生事例があると伺っております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 構成市町に確認していただいたということなのですけれども、ありがとうございました。この新聞記事では、国から各自治体に調査をするということだったのですけれども、国から環境整備事業組合のほうに、こういう直接の実態調査というものはなかったのですか、確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） お答えいたします。

厚生労働省に確認しましたところ、今回の調査は各市町村の生活保護担当部署を対象に実施したものであり、一部事務組合は調査の対象ではないとのことでした。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） なるほど各市町の生活保護担当部署を対象に実施したものであり、実際その墓地事業、火葬なんかに関係する一部事務組合には関係がないということで、だから事実としてはよく分かりましたので、その点については調査していただいたことを感謝いたします。

（2）に入りますけれども、（2）で確認しておきたいのは、ではこういう新聞記事がありました

けれども、環境整備事業組合と、それからでは構成自治体の役割というのは、どこで切り分けられているのか、厚生労働省のほうではこういった話というのは各市町の生活保護の担当部署がやるべきものだから、墓地、靈園なんかをやっている一部事務組合には関係がないという話だったのかもしれませんけれども、では具体的に今後こういう話が出た場合には、我々組合議員として、例えばどこで切り分けられているのかというのをはっきりと明示しておいたほうがいいのかなと思いますので、確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員）　土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君）　お答えいたします。

墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づく遺体火葬などの手続及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定に基づく相続人や扶養義務者の調査などにつきましては、構成市が実施することとなっております。当組合の役割といたしましては、構成市から印西靈園無縁墓の運用に関する要領に基づき納骨依頼がございましたら、受入れについて協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員）　軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員）　ちょっと回答でよく分からぬのですけれども、これで最後の質問になるかもしれませんけれども、亡くなった方がでは誰なのというのは、極端なこと言ってしまうと構成市のほうで確認しますよということですけれども、では構成市から無縁墓の運用に関する要領に基づいて、例えば印西市では2か年で26件ですか、白井市では2か年で17件、トータルすると43件になると思うのですけれども、こちらについてはもう全て印西靈園に納骨されているのか、例えば火葬なんかはでは全部これを組合のほうでやるべきものなのですか。火葬業務、それから納骨については、もう市ではなくて、これは全部組合がやることを、ちょっと確認だけして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（長谷川則夫議員）　土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君）　お答えいたします。

当組合といたしましては、構成市から印西靈園無縁墓の運用に関する要綱に基づき依頼がございましたら、全件受け入れております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員）　以上で軍司議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。再開は3時50分。

（午後　3時42分）

○議長（長谷川則夫議員）　会議を再開します。

（午後　3時51分）

○議長（長谷川則夫議員）　次に、議席番号1番、松尾榮子議員の発言を許します。

松尾議員。

○1番（松尾榮子議員）　皆さん、こんにちは。議席番号1番、松尾榮子です。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問1です。先ほどもちょっと出ておりましたけれども、印西クリーンセンターごみ中間処理事業につきまして、（1）といたしまして火災事故の総括と今後の対応につきまして、一度まとめて伺いたいと思います。

○議長（長谷川則夫議員）　宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君）　お答えいたします。

火災事故の総括としましては、出火原因につきましてはリチウムイオン電池が変形し、衝撃等で内部短絡をお越し出火したものと断定され、粗大ごみ及び不燃ごみの処理ラインが焼損したことにより、破碎処理が行えない状況であることから、現在粗大ごみ及び不燃ごみの処分については民間業者へ委託を行っているほか、焼損した施設につきましては、年内の完了を目指し、現在修繕工事を

実施しているところでございます。

今後の対応につきましては、火災事故の再発防止のため、破袋作業による不適物の除去に重点を置き、引き続き最大限の注意で手選別作業を実施するとともに、関係市町の住民に対し啓発のチラシを配布することなどの対策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員）　松尾議員。

○1番（松尾榮子議員）　今回の火災事故は、ごみ処理ラインが焼損するなど大きな被害がございました。例えば発見がもっと遅れるなど、状況によりましてはさらに大きな被害が出たり、職員とか作業員の方が例えればがをするなど、負傷するなどの被害がありましたら、さらに大変なことになっておりました。クリーンセンターにおきましても、当然分別作業はされておりますし、先ほど來説明もありました、質疑もありましたけれども、私はこの問題はやはりクリーンセンターでの分別も当然大切ではありますけれども、ごみを収集する前の各市町における各家庭や事業者の排出段階の問題が一番大きいのではないかというふうに思います。先ほど責任はというようなお話ございましたけれども、これはもう本当にたどっていきますと排出のほうの問題が大きいのではないかというふうに思います。例えばリチウムイオン電池を使った製品というのは今後も増えていく一方ではないでしょうか。同様の火災事故がこれからも想定されますので、こういったことが起きないように啓発チラシの配布のほかに、各市町としてどのような対策を取っていくのか、先ほど柴田議員も例えればステーション回収が必要ではないかと、私も同様に考えておりまして、これまでも危険物に対しては乾電池とか蛍光灯などは有害ごみとして別途回収しておりました。そのようにしっかりと分別を排出の段階から考えていくべきだというふうに私は思います。それと、例えば器具などに組み込まれてしまっている電池もございますので、そういったものにつきましても別途回収するとか、そういった対策を取っていかないと、今後もまた新しい施設に移りましてもこういう問題というものは出てくるのではないかというふうに思います。

それで、私はちょっとお聞きしたいと思うのですが、先ほど啓発チラシの配布のほか各市町としても様々な取組をされているというお話が少しございましたけれども、せっかく各市町から代表として管理者、副管理者いらっしゃいますので、各市町においてどのような取組をされているか、またこれからもしていくのか、ちょっとお聞きできたらありがたいなというふうに思います。

○議長（長谷川則夫議員）　宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君）　お答えいたします。

リチウムイオン電池を含むごみの分別につきましては、これまで組合が構成市町の広報及びホームページにより、定期的に啓発を行っておりますが、不燃ごみの中に電池等が混入しているなどの分別されずに排出されてしまう事例もございます。住民の皆様に周知いただけるよう、今後も根気強く啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員）　松尾議員。

○1番（松尾榮子議員）　もちろん根気強く組合からも働きかけをしていただきたいと思いますし、市町での取組をもっとやっていただけるように、市町のほうへ申入れも行っていただければなというふうに思います。

それでは、（2）です。火災事故の後、外部委託を行っている不燃物、粗大ごみの収集、処分状況はどうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員）　宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君）　お答えいたします。

火災事故後の不燃ごみ、粗大ごみの収集状況につきまして、不燃ごみは火災前と同じ収集体制で収集を行っているほか、粗大ごみにつきましては仮置場の準備等が必要であったことから、1か月程度収集を中止しておりますが、仮置場整備後の令和7年2月上旬より火災前と同じ体制で収集を行っており、遅滞なく処理ができます。また、不燃ごみ、粗大ごみの処分状況につきましては、民間事業者へ処理を委託しており、順調に処理を進めております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員）　松尾議員。

○1番（松尾榮子議員）　不燃ごみ、粗大ごみにつきまして、火災事故後の対応を伺いましたけれども、クリーンセンター内での処理ができず、民間事業者に外部委託の状況ですけれども、これは火災前と後で、ごみ量について変化はあるのかどうか。事故前と同様の処分量なのかどうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員）　宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君）　お答えいたします。

現在の処理体制に変更したことによるものかは不明でございますが、令和7年度の不燃、粗大ごみの量につきましては、令和6年度の上半期と比較し、それぞれ減少傾向となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員）　松尾議員。

○1番（松尾榮子議員）　減少傾向ということで分かりました。このクリーンセンターの火災事故がありましたことについては、当時いろいろ大きく報道もされましたので、かなりの市民の皆さんは十分ご承知とは思いますけれども、喉元過ぎればとか目の前であまり起きていないことについては、やはり少し身近に感じられないという部分もあるのではないかと思いますので、こういう事故があって、これがごみの中間処分の体制にも大きく影響を与えて、費用的にも大変なことになっているというようなことは、しっかりと皆さんにお知らせしたほうがいいのではないかというふうに思います。

そこで伺います。次年度以降も同様の体制、委託先など同様の体制でいくのかどうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員）　宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君）　お答えいたします。

これまでにもご説明しているとおり、火災により焼損した設備については一部を復旧しない方針としていることから、次期中間処理施設が供用を開始するまでは民間事業者への処分委託を引き続き行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員）　松尾議員。

○1番（松尾榮子議員）　現在委託しております事業者につきましては、確かに依頼をするときに幾つか比較検討された上でお願いしたというふうに思います。これは、次年度以降も現在と同じ事業者に委託していくのかどうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員）　宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君）　お答えいたします。

現在委託している業務内容により、不燃ごみ及び粗大ごみの処理が行える事業者は2者であることから、令和7年度については指名競争入札による入札を行いましたが、1者がごみ受入れの事前協議に時間を要するとの理由で入札を辞退いたしました。令和8年度以降につきましても、受注可能業者の再抽出などを行い、令和7年度と同様に入札により受注業者を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員）　松尾議員。

○1番（松尾榮子議員）　それでは、質問2に入ります。次期中間処理施設整備事業費用対効果分析について。組合のホームページに、令和7年9月25日付ですから最近なのですが、令和7年9月25日付で平成29年7月策定の次期中間処理施設整備事業費用対効果分析資料が掲載されておりました。これが最近になって掲載されました経緯を伺います。

○議長（長谷川則夫議員）　宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君）　お答えいたします。

費用対効果分析書につきましては、社会資本整備に投じる費用に対して、どれだけの効果や便益が得られるかを評価し、明確にするために実施するものでございます。組合ホームページに資料を掲載した経緯でございますが、次期中間処理施設建設工事の着手に伴い、千葉県より提出を求められた費用対効果分析書の字句等の修正を行ったことから、併せて修正した費用対効果分析書をホームページ

に掲載したものでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 大分前の分析書が、また最近掲載されておりましたので、大変ちょっと不思議な感じがしたのですけれども、この8年前の平成29年時点の費用対効果分析と現時点での主な相違点がありましたら、お願ひします。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

平成29年度当時とは、施設整備費用や業務委託費用など近年の物価上昇について相違がございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） ここの相違点を踏まえた見直し資料の策定などは行うのかどうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

先ほどの一答目の答弁と一部重複いたしますが、費用対効果分析につきましては、社会資本整備に投じる費用に対して、どれだけの効果や便益を得られるかを評価し、明確にするために実施しており、事業費の全体的な物価上昇等による見直しにつきましては考えておりません。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） この件につきましては、このくらいにしておきます。

質問3です。次期中間処理施設整備事業地域振興施設について伺います。

（1）、地域振興エリアの水道及び下水道整備の状況について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

水道整備につきましては、印西市において令和6年度に印旛西部公園から次期中間処理施設までの間の本管整備を完了しております。今後は、組合において地域振興の計画に併せ整備を実施してまいります。

次に、下水道整備についてですが、印西市道00-122号線については印西市の施工区間とし、アクセス道路については組合の施工区間として事業を進めております。両施工区間とも、令和7年度に実施設計を行い、令和8年度より工事を実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 分かりました。

それでは、（2）です。地域振興施設の土木基本設計、実施設計の公募型プロポーザルが開始されました、今回特に提案を求める内容につきまして伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

土木基本設計及び実施設計の公募型プロポーザルにおいて提出を求める主な項目としまして、一つ目として経済的な土木工事の実現に向けた留意点、二つ目として雨水排水の全量浸透処理に関する設計を検討する上での留意点、三つ目として新清掃工場の造成により発生した残土の有効利用を検討する上での留意点の3点の提案を求ることとしております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） まず、経済的な土木工事の実現、雨水排水の全量浸透処理、それから新清掃工場の造成により発生した残土の有効利用ということですね、これは私が最近見聞きいたしました公共施設の建設のところでもテーマとして掲げられております。最近のSDGsに合わせました取組だと思います。

それでは、(3) なのですが、地域振興策基本計画のうち、当初から整備が予定されている機能は何か伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

現在、吉田区と最終調整中でございますが、当初から整備を予定している機能としまして大きく四つございます。一つ目として、露天風呂やリラクゼーションルームを含む入浴余暇機能、二つ目として飲食、直売、物販を中心とした一般余暇機能、三つ目として屋外イベントの開催をにらんだ広場余暇機能、四つ目として南国フルーツの生産や見学、体験ができる農園余暇機能となります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 地域振興策のほうは、割と少し遅れぎみなのかななんてちょっと思ったりしているのですが、こうしたことにつきまして当初から整備されるということでおろしいのですよね。地域振興策につきましては、地元の吉田区と収益スキーム、にぎわい、雇用と就労、農業振興、景観維持、誇り、持続可能性が得られる地域振興策、また廃棄物処理施設整備計画、印西市総合計画等の関連計画を踏まえ、排熱エネルギーを最大限活用、知る、学ぶ、体験に関する機能、若者の独立、就農、就労等に寄与する地域振興策などの合意がありますが、これら地元の希望を踏まえた地域振興計画が目指されているか確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

地域振興策の検討につきましては、平成27年度に策定いたしました基本構想の検討以降、吉田区との対話協議を継続しております。現時点においても、月1回の全体会議のほか、テーマ別の個別会議、先進地の共同視察を適宜開催しており、地元の希望を踏まえた計画となるよう検討を進めております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） それでは、質問4に入ります。平岡自然公園について。令和7年10月、芝生墓所40区画の申込み受付が開始されました。今回の募集区画は、全て未使用の返還区画とのことです。

そこで伺います。(1)、今後の整備予定について伺います。平岡自然公園第4期墓地区画整備工事について、①といたしまして計画概要について。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） お答えいたします。

平岡自然公園墓所区画全体で4,900基の整備を予定しております。これまでに2,711基を整備し、整備率は約55%となっております。令和7年度から492基の芝墓所を整備することで、全体で3,203基となり、整備率は約65%となります。予定どおり令和8年度から供用が開始できるよう、現在計画を進めております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） ②の工事予定、③の今後の募集計画につきましても回答いただきまして、ありがとうございました。

それでは、(2) に入ります。今回の募集では、多分墓地等からの改葬や分骨などが認められないようですが、印西市、白井市は千葉ニュータウン事業などで全国各地からの転入者が多い地域です。離れている実家が無人となり、墓じまいをして地元にお墓を移したいという希望も多いと聞いております。改葬等を受け付けないのは今回だけの措置なのか、今後こうした要望に応えていく予定はあるか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） お答えいたします。

令和7年度の募集の芝墓所では、焼骨を持っている方を優先していることから、他の墓所などから

の改葬や分骨などは認めておりませんが、ご指摘のような構成市民からの要望もありますことから、要望内容を精査するとともに、構成市とも協議しながら判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） すみません、先ほどこの墓所につきまして令和8年度から供用が開始できるようにということをご説明いただきましたけれども、令和8年度の当初からということでおろしいのですか。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） お答えいたします。

完成が7月末ですので、工事が終わったらなるべく早く募集を開始したいと思います。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 分かりました。結構です。どうもありがとうございました。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で松尾議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は4時20分。

（午後 4時12分）

○議長（長谷川則夫議員） 会議を再開します。

（午後 4時20分）

○議長（長谷川則夫議員） 次に、議席番号2番、山田喜代子議員の発言を許します。

山田議員。

○2番（山田喜代子議員） では、質問いたします。

質問の前にちょっと一言申し上げたいと思います。今回初めて午後2時から開催ということで、多分終了時間は午後8時頃に、8時を回るのではないかと私は考えています。それぞれの市長、町長のスケジュールの調整の結果とのことです、詳しい理由は伺っていません。理由は何なのでしょうか。それぞれの首長のスケジュールは公開されているのでしょうか。印西市議会の場合、極力職員の労働を考慮し、時間外労働のないよう時間内に終了するよう議会は配慮していました。改めて伺いたいと思います。首長というのは、本当にいろいろ多岐にわたる仕事があって、本当に多忙を極めていると私は認識していますが、しかしそれでも何より議会が最優先であるべきと私は考えていますので、この点今後ともご考慮いただきたいと思います。なお、この点については、さきの議運の席でも複数の議員が同じ発言をしていることを紹介したいと思います。

それでは、質間に移ります。組合の組織について伺います。これは、私は職員の皆さんの労働環境について、さきの議会でも質問していますので、継続して質問しています。

（1）、現在の業務に対して、職員数は十分な配置であるとの認識か、またその根拠を伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、お答えいたします。

当組合職員の職員数につきましては、令和7年4月1日現在で32名となっており、内訳につきましては正規職員26名、再任用職員5名、会計年度任用職員1名で、令和6年4月1日と比較しまして2名の増となっております。職員配置につきましては、業務量を考慮し各課に配置をしており、昨年度と比較し増員となっていることから、現在のところ十分な配置であると認識しております。また、業務量を考慮し、不足する場合については構成市町に職員の派遣を依頼することや当組合での職員採用を行うなどにより、人員の確保に努めているところでございます。

以上となります。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） では、再質問を行います。実際に正規の職員は同数で、さらに会計年度任用職員が1名増で再任用職員が1名増で、結果的には2名の増員になっていることが分かりました。

そこで再質問します。現場の職員の声を聞いて、業務量に対して人数が不足すると認識したら、職員採用を実施するのかどうか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、お答えいたします。

現場の状況から、業務量に対する人員に不足が見込まれる場合においては、業務の見直しを行うことや明らかに人員の不足が見込まれる場合においては、構成市町に職員の派遣を依頼することや、当組合での職員採用を行うなどにより、人員の確保に努めていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） （2）で、労働環境はどうなっているのか、例えば年休の取得率や時間外労働等についてお伺いいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、労働環境についてお答えいたします。

労働環境といたしまして、まず職員の年次休暇でございますが、年間20日間付与され、付与された休暇につきましては翌年度への繰越しが最大20日間となり、繰越分と合わせて合計で最大40日間の年次休暇の取得が可能となっております。当組合職員の年次休暇の取得状況でございますが、職員平均及び年間付与日数20日間に対する取得率の過去3年間の実績といたしまして、令和4年度につきましては職員平均で17.2日、職員一人当たりの平均取得率といたしましては86.2%、令和5年度につきましては職員平均で15.5日、職員一人当たりの平均取得率といたしましては77.3%、令和6年度は職員平均で16.5日、職員一人当たりの平均取得率といたしましては82.5%となっております。

また、時間外勤務につきましては、年間時間外勤務時間数及び職員一人当たりの平均時間外勤務数の過去3年間の実績といたしまして、令和4年度は2,228時間、職員一人当たりにつきまして平均96時間、令和5年度は3,807時間、職員一人当たり平均158時間、令和6年度につきましては2,592時間、職員一人当たりにつきまして平均103時間となっております。

以上となります。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） では、再質問いたします。この年次休暇の取得率が低い担当はどこか、またその理由、それと時間外勤務の多い担当はどこか、その理由を併せて伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、年次休暇及び時間外勤務についてお答えいたします。

最初に、年次休暇の取得率につきましては、令和6年度の一人当たりの平均取得日数と年間付与日数20日間に対する平均取得率といたしまして、各課毎にお答えのほうをさせていただきます。

まず、庶務課につきましては、16.8日で83.9%、令和5年度比20.1%の増となっております。続いて、印西クリーンセンターにつきましては、16.1日で80.3%、令和5年度比で0.4%の減となっております。平岡自然公園事業推進課につきましては、17.3日で86.7%、令和5年度比10.9%の増となっております。

年次休暇の取得に関しましては、業務に支障のないことを前提として、各職員に委ねられておりますので、取得率が低い部署の具体的な要因等については、特段の把握は行っておりません。

また、時間外勤務時間数につきましては、令和6年度の状況といたしまして各課毎の合計と各課の一人当たりの平均時間数をお答えいたします。

まず、庶務課につきましては、合計842時間、一人当たりの平均が120時間となっております。令和5年度比92時間の減となっております。印西クリーンセンターにつきましては、合計1,562時間、一人当たりの平均が120時間、令和5年度比44時間の減となっております。平岡自然公園事業推進課につきましては、188時間、一人当たりの平均が38時間、令和5年度比として39時間の減となっております。

三つの部署の中で、一人当たりの時間外勤務の平均時間数においては、庶務課、印西クリーンセンターがほぼ同じ時間数となっており、三つのいずれの部署においても令和5年度から減少している状況となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 年休の取得率ですけれども、印西クリーンセンターだけ少し減っていることが分かりました。全体として平均して年次休暇はそれぞれ増加して、時間外勤務は減少であることが今の答弁で分かりました。ただ、個人個人の状況は分かりませんので、個人の状況はそれぞれ要因を、なぜそうなったのかという要因を確認していただいて、年次休暇の取得というのは権利ですので、しっかりと年次休暇を取るよう、ぜひ指導していただくよう求めて次の質問に移りたいと思います。

（3）の新規採用職員の状況を伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、新規採用職員の状況についてお答えいたします。

当組合の新規採用職員につきましては、平成9年度に採用して以降、退職者の補充や職員の増員などにつきましては構成市町からの派遣職員で対応してきたところですが、組合職員の退職に伴う対応といたしまして、令和7年度に組合職員1名を採用したところです。令和8年度の新規採用職員につきましても、現在若干名の募集を行い、現在採用に向けた準備を進めているところでございます。

以上となります。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） それでは、再質問します。

新規採用の想定される人数は何人なのか、また必要とされている人数は何人なのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、新規採用職員の状況についてお答えさせていただきます。

当組合の令和8年度の新規採用職員につきましては、現在若干名ということで募集を行っておりまして、現在採用に向けた準備を進めているところです。従いまして、具体的な採用人数については申し上げられませんが、若干名の募集に対する採用ということで行なっていきたいと考えております。また、必要とされる人数につきましても、現在募集を行っている人数として捉え採用に向けた準備を進めているところです。

以上となります。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 具体的な採用人数は、今答えられないとおっしゃいましたけれども、ちょっと理由はよく分かりませんけれども、必要とされている人数を募集しているとのことですけれども、これ本当に業務に合わせて十分な人数で業務を進めていただけることを求めたいと思います。

次の質問に移ります。質問2です。（2）です。粗大ごみの仮置場について。エアコンのある仮設のハウスは設置しました。しかし、いまだに仮置場には屋根等が未設置となっています。今後の対応を改めて伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

仮置場の一部への屋根の設置は、現在その形状、設置方法等につきまして検討中でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 再質問を行います。事故発生から、昨年末ですからもう10か月が経過しています。私は、その間6月に屋根の設置のそれを申し入れました。それまでもう何か月もたっているのに、なぜいまだに検討中なのでしょうか。もう本当に作業する方たちは、この酷暑の中、雨の中での作業に対しての組合としての認識を改めて伺いたいと思います。また、作業の人数配置はどうなっているのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

酷暑や雨の中、屋根のないところでの作業は大変であると認識しておりますので、作業員の健康状

態を確認しながら屋根の設置に向けて検討を進めてまいりました。しかし、屋根の設置には建築確認等の申請が必要な上、現施設の利用期間が令和9年度末までとなることから、安価で設置ができるよう形状や材質等も含めて検討しており、早期に設置することが困難な状況でしたが、現在設置に向け手続を進めております。

人員配置につきましては、組合職員1名、委託業者職員2名、白井市シルバー人材センター2名の計5名で対応しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 今頃建築確認等の申請が必要と言っているのですよね、私も既にやっているのかと思いました。この建築確認等の「等」とはどういうことなのでしょうか。また、建築確認をしたのはいつなのか、なぜ早急に申請をしなかったのか、その理由を改めて伺いたいと思います。私が設置を求めてから今まで何をしてきたのか、今までの経過を伺いたいと思います。結論として、設置の完了はいつになるのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

これまでの経緯としましては、現施設の利用期間が令和9年度末となることから、安価で設置できる方法の検討を行うとともに、屋根の寸法や材質、柱の構造や材質及び雨水排水対策の検討を行ってまいりました。検討を進める中で、建築確認の申請には施設の構造計算が必要となります。設置方法が決定しなければ申請できないことから、今までに建築確認の申請には至っておりません。今後、検討事項を整理し、建築確認の申請を速やかに行い、令和7年度中の完成に向けて手続を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） これから検討事項を整理して、さらに建築確認の申請ということで、これ事故からもう1年たってようやく屋根の設置というのは本当に遅きに失すると言わざるを得ません。皆さんご承知のとおり、本当にこの夏猛暑でした。来年も続くと予想されています。作業する方は、雨の中でも、またこれから今、今日すごく寒いのですけれども、寒風の中での作業は本当に厳しくつらいと考えています。作業員の健康状態を確認しながらというのであれば、彼らの健康を第一に考える、もうこれで令和7年度末ではなくて、この年末には完成させるという考えはないでしょうか。大体何でこんなに遅くなったのか、もう全くこの答弁ではよく分かりません。改めて年末には完成させるという考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 繰り返しになりますが、今後建築確認の申請等を行っていくことから、年内の完成は厳しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 建築確認をしてから、そこに至るまでの月日というか、どのぐらいかかるのか、その経過を今伺いたいのですけれども、お答えできるのでしたら、お答えいただきたいと思います。今年度末というか、12月末にできない理由は何でしょうか。そもそも昨年末に事故が起きて、それから仮置場でやっている作業員たちの健康を考えているのかどうか、この点の労災という形になつたらきっと大変だと思います。その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 建築確認につきましては、提出から1か月程度かかるものと考えております。その後の建築となりますので、年内の完成はちょっと厳しいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） ざっくり今年度、令和7年度末と言いますけれども、具体的な何月というのには今の時点でお答えできますか。何かあまりにも時間がかかり過ぎて、職員の健康を全く考えていないというふうに私は捉えています。どうなのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

建築確認の許可が下りましたら、速やかに建築の業務を行い、早期の完成を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） ぜひ職員の健康を考えて、早期に設置していただくことを改めてお願ひしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で山田議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は4時45分。

(午後 4時38分)

○議長（長谷川則夫議員） 会議を再開します。

(午後 4時45分)

○議長（長谷川則夫議員） 次に、議席番号7番、大野忠寄議員の発言を許します。

大野議員。

○7番（大野忠寄議員） 皆さん、こんにちは。議席番号7番、大野忠寄、通告に基づき一問一答方式にて一般質問を行います。

現在、印西クリーンセンター次期中間処理施設及び地域振興策エリアの開発、建設工事が進行中であることから、工事の進捗状況や工事の計画の方向性がどのように進んでいるか、現印西クリーンセンターを併せて確認を行っていきたいと思います。

大項目1、印西クリーンセンター事業について。（1）、印西クリーンセンター次期中間処理施設事業の進捗状況について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

次期中間処理施設事業の進捗状況でございますが、初めに本体の建設工事になりますが、令和6年度に周辺の景観や環境に配慮するための掘り下げ工事や掘り下げ後の法面保護のための擁壁工事等が完了しております。令和7年度につきましては、4月から建築工事に着工し、6月には杭打ち工事を完了しており、現在は躯体コンクリートの打設を実施しているところでございます。今後につきましては、重要な骨組み部分となる鉄骨工事等を行ってまいります。

次に、アクセス道路の進捗状況でございますが、令和6年度に軟弱地盤対策としてプレロード工法により圧密沈下させているほか、令和7年度は中層混合処理による地盤改良工事を実施しており、今後は道路整備工事及び舗装工事を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 大野議員。

○7番（大野忠寄議員） 本体の建設工事の配置位置については、もともとの大地であることから、かつて地耐力調査も行った後の杭打ち工事が施工されていることから安心度が高いと判断されます。また、アクセス道路については、高低差や軟弱地盤であることから、対策としてプレロード工法による圧密沈下をさせた後、新しい強度を増すために中層混合処理地盤改良が施されています。この工法の安全性についての質問です。

再質問です。中層混合処理の施工方法について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

中層混合処理の施工方法につきましては、攪拌混合器をバックホウの先端に取り付け、セメント系の改良材を攪拌混合しながら連続掘削することにより、改良深度最大13メートルの軟弱地盤を改良するものでございます。工法の特徴としましては、低コストで攪拌効率がよく、高品質な改良が得られるものでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 大野議員。

○7番（大野忠寄議員） 答弁の内容から、さらにアクセス道路の安全性が高まることを確認いたしました。

続きまして、(2)です。地域振興施設の整備事業の進捗状況について伺います。失礼いたしました。先ほど軍司議員から同じ答弁内容が確認できました。

それで、再質問に移りたいと思います。吉田地区と最終調整とのことだが、当初の計画と比べ、どのような規模、機能になるのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

先ほどご説明したとおり、地域振興施設の規模や機能につきましては、吉田区と最終調整中であることから、最終計画が固まっていない状況ですが、集客と収益の中心を担う入浴、飲食及び直売に関する機能については、必要十分な規模を確保しながら、その他余暇機能の段階的な整備、また屋内余暇棟の建築面積を5,000平方メートルから3,000平方メートル程度に縮小するなど、当初計画と比較いたしまして全体的に縮小方向に向けた調整を進めております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 大野議員。

○7番（大野忠寄議員） 地域振興施設エリアは、自然環境が調っていることから現況を生かし、来場者に親しみと心のゆとりを与える憩いの場となること、また近隣住民の雇用創出の場でもあり、観光スポットとなり得る可能性も高いため、今後綿密な整備計画を進めていっていただければと思います。

続きまして、(3)です。現印西クリーンセンター閉館後の跡地計画について伺います。.

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、財産に関わる部分ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

現印西クリーンセンターの閉館後の跡地利用計画につきましては、当組合として現施設の土地を含め処分をしていく方向として考えております。処分に向けた具体的な協議等につきましては、今現在のところ行っておりませんが、今後印西市をはじめとする関係市町と協議させていただき、対応していくかと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 大野議員。

○7番（大野忠寄議員） 跡地利用につきましては、今現在のところ具体的な協議が行われていないとのことですが、現施設周辺は住居、商業施設をはじめ企業の事務所などが多く立ち並ぶエリアであることから、幅広い利用価値があります。このような観点から質問を行います。

再質問です。現施設の土地も含め、処分をしていく方向と考えているとあるが、公共施設などを配置する計画はないのか伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、お答えさせていただきます。

当組合といたしましては、現施設の土地を含め処分をしていく方向と考えていることから、組合として現施設の跡地に公共施設の整備や配置をしていくということについては、現在考えとしてはございません。しかしながら、処分方法などにつきましても、まだ具体的に協議や検討がなされておりませんので、まずは先ほど申し上げたように、印西市をはじめとする関係市町との協議を行っていきた

いと考えております。

以上となります。

○議長（長谷川則夫議員） 大野議員。

○7番（大野忠寄議員） 続きまして、何度もリチウムイオン電池についてはいろいろほかの議員の皆様からも意見が出ておりますが、その取扱いについてです。当市でも昨年暮れ、ごみ処理施設の破碎機でリチウムイオン電池に衝撃が加わり発火し、火災に見舞われ収集業務が一時ストップしていました。政府広報オンラインの情報によりますと、全国の自治体で多くの火災事例があります。環境省の資料によれば、ごみ収集車やごみ処理施設などの発煙、発火件数、火災に至らないケースですが、令和3年度が1万1,400件、令和4年度が1万6,517件、令和5年度が2万1,751件、また出火し、火災になった件数が令和3年で1,723件、令和4年で4,260件、令和5年においては8,543件と、どちらも右肩上がりの急激な上昇です。本来ならば、製品メーカーが自主回収する義務がありますが、市民の方々は身近なごみステーションなどを利用することが多く、間違った分別方法で捨てられることが火災発生の要因の一つとなっていると考えます。

このような観点から伺います。（4）、リチウムイオン電池分別方法及び発火防止対策について伺います。

◎会議時間の延長

○議長（長谷川則夫議員） あらかじめ申し上げます。

会議規則第9条第2項により、本日の会議時間は延長させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

リチウムイオン電池の分別方法につきましては、関係市町での拠点に設置されております回収ボックスにより回収しております。また、発火防止対策につきましては、電極をビニールテープで覆う等の絶縁処理をしていただくよう利用者の皆様にお願いしており、一定の効果は得られているものと認識しております。なお、最終的にクリーンセンターに集められたリチウムイオン電池は、委託業者において再資源化しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 大野議員。

○7番（大野忠寄議員） 再質問です。回収ボックス以外にも、ごみ袋に入れられた場合の対処方法について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

回収ボックス以外のごみ袋などに入れられた場合の対処方法ですが、不燃物の袋については印西クリーンセンターに集められ、破袋作業及び不適物除去作業を行っています。可燃ごみの袋に入れられてしまった場合は、収集車がすぐにごみピットに可燃ごみを袋ごと投入することから、内容物の確認ができず、攪拌後に炉に投入されることとなります。容器包装プラスチック等のプラスチック類の袋に入れられた場合については、中間処理を委託している事業者において破袋、中間処理等を行い、取り除く作業を経てリサイクル事業者に送られております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 大野議員。

○7番（大野忠寄議員） 今の答弁の中でですが、可燃ごみの袋に入れられた場合というのは、もう実際に炉の中に投入されてしまうということは、非常に危険性が高いと思うのですが、これを基本に考えたときに、また再質問あるのですが、廃棄物に混入するリチウムイオン電池の検出システムというものが今開発されておりますので、これについて伺いたいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

廃棄物に混入するリチウムイオン電池の検出システムにつきましては、現在導入されておりません。
以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 大野議員。

○7番（大野忠寄議員） 通告には出してはおりませんけれども、新しいクリーンセンターにつきましては、もうやはり事故が極力少なくなることが一番重要かと思いますので、この検出システム、ちょっと一度研究していただいて、新しい事業所には取り入れていただけることを願っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で大野議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は5時05分。

(午後 4時59分)

○議長（長谷川則夫議員） 会議を再開します。

(午後 5時05分)

○議長（長谷川則夫議員） 次に、議席番号4番、三浦容子議員の発言を許します。

三浦議員。

○4番（三浦容子議員） 4番議員、三浦容子です。皆様、お疲れさまです。では、通告に従いまして印西温水センターの利用状況と地域振興施設の温浴施設について伺います。

まずは、印西温水センターの利用者人数、あと地域別の利用人数を教えてください。

○議長（長谷川則夫議員） 最初のところはよろしいですか、一般と中高生の利用人数は。

○4番（三浦容子議員） 一般と小中高生の利用人数ですね、それから印西市、白井市、栄町……
(「一問一答だから」と呼ぶ者あり)

○議長（長谷川則夫議員） 1問ずつ、すみません、お願いします。

宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

令和6年度の利用人数は、一般13万1,232人、小中高生4万335人となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） では、2番目に印西市、白井市、栄町在住、在勤、在学の方と、それ以外の市町村の利用人数について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

初めに、印西市在住の方の利用人数は8万5,793人、在学の方の利用人数は2万7,360人となっております。次に、白井市在住の方の利用人数は2万818人、在学の方の利用人数は7,626人となっております。最後に、栄町在住の方の利用人数は4,150人、在学の方の利用人数は755人となっております。なお、利用区分に在住、在勤の分けがないことから、在勤については在住の中に含んでおります。

続きまして、他地区の利用者についてお答えいたします。6年度利用人数は2万5,065人で、内訳は一般2万471人、小中高生4,594人となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） 2市1町以外にも多くの方が利用されているということですね。吉田地区に新しくできる温浴施設のほうも印西市の南のほうですので、佐倉市、酒々井町や八千代市、成田市からもいろんな方が見えると思われます。多くの方にとって魅力ある施設になるように願っております。

では、質問2です。地域振興施設の温浴施設についてです。

(「3番はいいんですか」と呼ぶ者あり)

○4番（三浦容子議員） すみません、失礼しました。3番、水泳教室、スタジオ教室、個人レッスンとマッサージの利用人数を伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

各教室、個人レッスン、マッサージの利用人数につきましては、水泳教室3,198人、スタジオ教室1,297人、個人レッスン1,074人、マッサージ1,182人の利用がありました。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） やはり手頃に近くで通える場所ということで、多くの方に利用されているということが分かります。地域振興施設の温浴施設のほうでは、このようなプールの施設は考えられていないということで、今まで利用されていた方も困ってしまう方も多いのではないかと思いますが、質問2に移ります。

1番、地域振興施設基本計画の中の温浴施設について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

温浴施設につきましては、リラクゼーションルームや飲食スペース等を併設することで、長時間の滞在が可能な施設にすることを考えております。また、温浴施設周辺のロケーションを生かした露天風呂にも力を入れたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） では、再質問させていただきます。こちらの温浴施設では、レッスンや教室、マッサージのサービスは提供しないという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

現在、入浴機能との相乗効果が高いコンテンツを中心に検討を進めておりまことから、マッサージ室については整備する方向で考えております。教室、レッスンにつきましては、その内容にもよりますが、運営開始後の状況を踏まえながら、指定管理者によるソフト事業として検討を進めるものになると考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） では、次の質問です。令和10年にオープンを予定していますが、千葉ニュータウン中央から吉田地区に移動した際の2市1町の中心部からの移動距離の変化を伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

印西市の南端部へ移動することに伴い、2市1町それぞれの中心部からの移動距離は長くなると考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） 今まで駅の近くで印西市の中心部にありましたが、今後は駅からも離れてアクセスというのがまた随分変わってきますが、次の質問に入ります。路線バスなどの施設へのアクセスについて伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

基本計画には、来訪者及び就労者などを対象とする無料送迎バスの運行の可能性について挙げてございます。今後、指定管理者において運行の有無、運行する場合のバスの種類や運行ルート、運行する時間帯などについて検討を進めるものと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） 現在は無料の送迎バスを検討しているということですが、現行の路線バスや新たな路線などは検討されないのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

先ほどご説明したとおり、今後指定管理者において無料送迎バスの検討を進めるものと考えております。路線バスについては、検討する考えはございませんが、印西市が運行しているふれあいバス等の連携が図れる可能性はあることから、今後調整を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） 安易に無料送迎バスのみを検討するのはリスクがあるのではないかと思います。やはり印西市のふれあいバスも十分に検討していただいて、採算の合う現実的な交通手段を考えていかなければいけないのではないかと存じます。

では、路線バスなど施設へのアクセスについて再質問ですが、現在、印西温水センターの駐車場の満車時を想定して、商業施設の駐車場から印西温水センターまで無料の送迎を運行されていますが、こちらの去年度の利用人数と経費を伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

令和6年度の商業施設駐車場から印西温水センターまでの無料送迎の利用者数につきましては7,086人となり、送迎に係る経費としましては約260万円となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 三浦議員。

○4番（三浦容子議員） こちらは、駐車場が限られているということで、無料バスの利用者も多いかと思いますが、新しい温浴施設のほうでは駐車場も広いと思われますので、このような送迎は必要ないのかもしれません、やっぱりアクセスということで無料バスを運行するということは、距離も長くなると思いますので、それなりの費用がかかってくるかと思います。そのようなことをよく検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で三浦議員の一般質問を終わります。

◎報告第1号

○議長（長谷川則夫議員） 続きまして、日程第5、報告第1号 継続費精算報告書の報告について報告を求めます。

藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） それでは、報告第1号についてご説明いたします。

本報告は、3款1項清掃費の次期施設建設費における施設整備用仮設道路の設計、仮設道路設計事業と環境影響の低減、動植物の貴重種の保護を目的とした動植物重要種移植事業及び環境影響評価書の作成業務の次期中間処理施設整備環境影響評価事業3件について、令和6年度をもって事業が完了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 以上で報告を終わります。

これに対する質疑はございますか。ありませんか
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（長谷川則夫議員） 質疑はなしと認めます。

これで本件について質疑を終わります。

◎認定第1号及び認定第2号

○議長（長谷川則夫議員） 次に、日程第6、認定第1号 令和6年度印西地区環境整備事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第7、認定第2号 令和6年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定については一括議題といたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び認定第2号は一括議題に決定いたしました。

認定第1号及び認定第2号について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） それでは、認定第1号及び第2号について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度印西地区環境整備事業組合一般会計、墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、別添決算書に主要施策の成果に関する報告書及び監査委員の決算審査の意見書を添えて提出するものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川則夫議員） 大野事務局長。

○事務局長（大野徳強君） 認定第1号及び第2号の内容について説明させていただきます。

歳入歳出決算書の1、2ページをお開きください。決算総括表でございます。

一番下の合計欄を御覧ください。一般会計と墓地事業特別会計の計でございます。

初めに、歳入予算額45億8,752万6,100円に対しまして、決算額は45億8,448万5,194円、予算額に対する決算額の差額は304万906円の減でございます。

次に、歳出予算額45億8,752万6,100円に対しまして、決算額は40億3,501万321円、予算額に対する決算額の差額は5億5,251万5,779円の減でございます。

以上によりまして、決算額の歳入歳出差引残高は、5億4,947万4,873円でございます。

次に、会計別に説明をさせていただきます。

まず、一般会計でございますが、3、4ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、ごみ処理事業及び平岡自然公園事業、各事業の執行に伴います関係市町負担金でございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともに27億7,984万2,000円でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、こちらは印西斎場及び平岡自然の家使用料並びに印西クリーンセンターに搬入された事業系ごみの処分手数料でございます。予算現額は5億3,367万5,000円、調定額及び収入済額は、ともに5億1,684万9,153円でございます。予算現額と収入済額との比較は1,682万5,847円の減で、内訳といたしましては、1項使用料では印西斎場及び平岡自然の家の利用件数が見込みを下回ったことによる減、2項手数料ではごみの搬入量が見込みを下回ったことによる減となっております。

次に、3款国庫支出金でございますが、こちらは放射性物質測定費用に係る廃棄物処理施設モニタリング事業費国庫補助金及び次期施設整備に係る廃棄物処理施設整備交付金、施設整備事業でございます。予算現額6,104万4,409円に対しまして、調定額及び収入済額は、ともに6,562万9,160円でございます。予算現額と収入済額との比較は458万4,751円の増でございます。この主なものといたしましては、次期中間処理施設整備事業に係るアクセス道路にプレロード工事の出来高が見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、4款繰越金でございますが、予算現額3億2,111万6,691円に対し、調定額及び収入済額は、ともに3億2,111万7,449円でございまして、予算現額と収入済額との比較は752円の増でございます。

次に、5款諸収入でございますが、印西クリーンセンター、印西斎場、平岡自然の家に係る雑入及び放射性物質対策に係る損害賠償金でございます。予算現額9,420万8,000円に対し、調定額及び収入済額は、ともに1億669万5,195円でございまして、予算現額と収入済額との比較は1,248万7,195円の増でございます。この主なものといたしましては、1項雑入で容器包装リサイクル協会拠出金、資源物及び有価物の売扱代金が見込み量を上回ったこと等による増でございます。

次に、6款組合債でございますが、予算現額7億850万円に対し、調定額及び収入済額は、ともに7億220万円でございまして、予算現額と収入済額の比較は630万円の減でございます。これは、印西地区一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設改修整備事業の前払金の支払いが不要となったこと及び次期中間処理施設整備事業の出来高部分の10分の9の部分払いとなっていることから、地方債借入額が予算額を下回ったものでございます。

以上によりまして、下段の歳入合計は、予算現額44億9,838万6,100円、調定額及び収入済額は、ともに44億9,233万2,951円、不納欠損額及び収入未済額が、ともにゼロ円で、予算現額と収入済額との比較は605万3,149円の減でございます。

次に、歳出でございます。5ページ、6ページをお開きください。

1款議会費は、予算現額111万9,000円に対しまして、支出済額は105万3,090円、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに6万5,910円でございます。不用額の主なものは、交際費の執行残等でございます。

次に、2款総務費は、予算現額1億1,921万2,000円に対しまして、支出済額1億1,292万9,435円、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに628万2,565円でございます。不用額の主なものでございますが、1項総務管理費で職員人件費、委託料における敷地内樹木等管理業務の入札差金、使用料及び賃借料における銀行取引用回線接続サービス接続使用料、利用料等の執行残でございます。

次に、3款衛生費は、予算現額41億8,026万3,100円に対し、支出済額は36億4,972万7,602円、翌年度繰越額は1億9,845万1,000円、不用額は3億3,208万4,498円、予算現額と支出済額の比較は、5億3,053万5,498円でございます。翌年度繰越額につきましては、継続費通次繰越が1項清掃費で印西地区一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設改修整備事業及び印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業の計1億8,657万1,000円、事故繰越が同項清掃費でアクセス道路樹木等伐採工事の1,188万円でございます。不用額の主なものでございますが、1項清掃費、2目塵芥処理費で、印西クリーンセンターの運転管理に伴う需用費、消耗品費で薬品契約単価の減及び焼却見込み量の減による薬品使用量の減、光熱水費で電気料金及び水道料金の使用量の減、一般廃棄物収集運搬業務でごみ収集量が見込み量より減となったことによる執行残、4目次期施設建設費で業務委託料の契約差金及び負担金事業の減額によるものなどでございます。

2項保健衛生費、2目環境衛生費で印西斎場管理費のLPGガス及びガソリン価格並びに電気料金の価格を適切に読み切れなかったことによる執行残、委託料、工事請負費の契約差金、平岡自然の家の光熱水費の執行残、工事請負費の契約差金などでございます。

次に、4款公債費は、予算現額1億8,994万3,502円に対しまして、支出済額1億8,994万3,502円、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともにゼロ円でございます。

次に、5款予備費は、1,000万円の予算額から215万1,502円を公債費に充当したことにより、予算現額784万8,498円となっております。これは、予算補正時の過剰減額、予算計上漏れがあったことによるものでございます。

以上によりまして、下段、歳出合計は、予算現額44億9,838万6,100円に対し、支出済額39億5,365万3,629円、翌年度繰越額1億9,845万1,000円、不用額は3億4,628万1,471円、予算現額と支出済額との比較では5億4,473万2,471円となっております。

7ページをお開きください。この結果、歳入歳出差引残高は5億3,867万9,322円でございます。なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、8ページから43ページに記載のとおりでございます。

続きまして、44ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は44億9,233万2,951円、歳出総額は39億5,365万3,629円、歳入歳出差引額は5億3,867万9,322円、翌年度へ繰り越すべき財源は、1億9,845万1,000円、実質収支額は3億4,022万8,322円でございます。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、墓地事業特別会計でございますが、同じく歳入歳出決算書の45、46ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、平岡自然公園墓地事業の執行に伴う関係

市負担金でございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともに4,384万9,000円でございます。

次に、2款使用料及び手数料は、印西霊園の墓所、納骨堂、合祀墓の使用料及び墓所管理料でございます。予算現額3,011万7,000円、調定額3,318万720円に対しまして、収入済額は3,313万560円、収入未済額が5万160円で、収入未済額は霊園管理料の9件分の滞納によるものでございます。予算現額と収入済額との比較は、301万3,560円の増でございます。これは、合葬式墓地の納骨堂使用許可件数が見込みより多かったことから、使用料の増となるものでございます。

次に、3款繰越金でございますが、予算現額、調定額及び収入済額は、ともにゼロ円でございます。

次に、4款諸収入は雑入でございます。予算現額1,517万4,000円に対しまして、調定額及び収入済額は、ともに1,517万2,683円でございます。予算現額と収入済額との比較は、1,317円の減でございます。

次に、5款組合債でございます。予算現額、調定額及び収入済額は、ともにゼロ円でございます。

以上によりまして、歳入合計は予算現額8,914万円、調定額9,220万2,403円に対しまして、収入済額9,215万2,243円、不納欠損額はゼロ円、収入未済額が5万160円で、予算現額と収入済額との比較は、301万2,243円の増でございます。

次に、歳出でございますが、47、48ページをお開き願います。

1款墓地事業費は、予算現額7,304万5,000円に対しまして、支出済額6,626万3,096円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに678万1,904円でございます。不用額の主なものは、消耗品費で霊園管理用消耗品、光熱水費で電気料金及び水道料金、償還金利子及び割引料で墓所返還に伴う還付金、墓所使用許可件数減による精算金の執行残などでございます。

次に、2款公債費は、予算現額1,509万5,000円に対しまして、支出済額1,509万3,596円、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに1,404円でございます。

次に、3款予備費は、予算現額が100万円でございまして、充当額はございません。

以上によりまして、歳出合計は予算現額8,914万円に対し、支出済額8,135万6,692円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに778万3,308円でございます。

49ページを御覧ください。この結果、歳入歳出差引残高は1,079万5,551円でございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、50ページから55ページに記載のとおりでございます。

次に、56ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額は9,215万2,243円、歳出総額は8,135万6,692円、歳入歳出差引額は1,079万5,551円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の1,079万5,551円でございます。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

墓地事業特別会計につきましては、以上でございます。

次に、57、58ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1の公有財産につきましては、次期中間処理施設のアクセス道路用地の土地の決算年度末現在高が629平方メートル増の2万3,219平方メートル、同じく次期中間処理施設の地域振興施設の土地の決算年度末現在高が6,021平方メートル増の12万8,387平方メートルでございます。その他、決算年度中の増減はございません。

59ページをお開きください。2の物品につきましては、決算年度中の増減はございません。

3の債権及び4の基金につきましては、該当はございません。

以上でございます。

最後に、この決算につきましては、主要施策の成果に関する報告書、監査委員からの決算審査意見書を添えて議会の認定をお願いするものでございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑に当たりましては、総括事項及び個別事項に分けて行います。

初めに、総括事項について、質問の通告があった議席番号3番、増田葉子議員の発言を許します。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） 3番、増田葉子です。ちょっと項目が多くなっておりますけれども、よろ

しくお願ひいたします。

令和6年度、個人的には年末に大規模な火災があったにもかかわらず、職員の皆さんのご努力によって様々な事業が全体的に着実に進められていた一年というふうに感じています。その上で、全体の状況を確認するために質問させていただきます。

まず、一般会計です。質問1、決算書は9ページに当たります。ごみ処理手数料は、昨年度ごみ量の減により減少したという説明がありましたが、令和6年度は1割ほど増えています。どのような状況であったのか伺います。

それから、質問2、庁舎管理費が昨年度と比較して1.5倍になっております。その理由と現状を伺います。決算書は17ページになります。

質問3、決算書23ページになります。印西クリーンセンターの修繕料が昨年度比1.5倍になっています。令和6年度末に起きた火災事故の影響によるものか。またその場合事故に対応した保険料の支払いは決算書のどこに記載されているのか伺います。

質問4です。決算書21ページになります。今回の火災事故のような規模に至らないまでも、リチウムイオン電池に起因する火災は日常的に起きているというふうに一般的に聞いておりますけれども、決算年度中に報告のあった事故は何件あったでしょうか。

質問5、決算書25ページです。モデル地区改修実施に伴う中間処理及び分析資料作成業務委託というのがございます。この成果を伺います。

質問6、決算書27ページになります。処理困難物ストックヤード事業は、昨年度をもって終了したと認識していますが、決算書には残っています。何か動きがあったのか、状況を伺います。

質問7です。決算書29ページ、最終処分場費の第一工区最終覆土計画及び仮設浸出水調整池設計業務委託というのがございます。この成果と設計内容を伺いたいと思います。

質問8です。決算書31ページになります。次期施設建設費の中で、16節公有財産購入費、21節補償、補填及び賠償金で不用額が出ております。決算年度中の用地買収の状況と不用額が出た状況について伺います。

質問9、決算書同じく31ページで、次期施設建設の中で18節負担金、補助及び交付金で不用額が出ていますが、その状況を伺います。

質問10です。決算書35ページ、地域振興施設のサウンディング型市場調査や経営診断の結果を受けて、地域振興策基本設計検討準備会議というのが置かれているようですけれども、業務委託先はどこで、どのようなメンバーで検討がされたのか。また株式会社よしだ、よしだ未来会議の活動実績も踏まえて伺いたいと思います。

質問11、次期施設に移転後の跡地について、決算年度中に印西市とどのような協議を行ったか伺います。

次に、墓地事業特別会計です。質問1、決算年度中の芝生墓地の墓じまいは何件あったのか。うち合葬墓への改葬はあったのか伺います。

質問2、印西霊園には、かねてから公共交通の課題があると認識していますが、納骨堂、合祀墓ともに大きく増えていることを踏まえて、合同慰靈祭などを開催し、直通バスを運行させるような検討は行ったでしょうか伺います。

質問3です。決算年度中の墓地利用者からの要望や苦情はどのようなものがあったか伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） それでは、私から、今ご質問のありました1番、3番、4番、5番、7番、8番、9番についてお答えさせていただきます。

まず1問目、こちらにつきましては令和6年度につきましては、事業系廃棄物の処理量は減少したものの、令和6年10月に施行されたごみ処理手数料の改定により単価が増加したことから、令和5年度と比較し、ごみ処理手数料は増加したものでございます。

続きまして、質問3、修繕料が令和5年度と比較し1.5倍となっていることについては、火災事故の影響によるものではございません。増加した要因としましては、老朽化した粗大ごみ処理施設の定期

修繕料が増えたことによるものでございます。

続きまして、4番、令和6年度における火災報告件数は12月27日に発生した火災の1件のみでございます。

続きまして、質問の5、モデル地区回収実施に伴う中間処理及び分析資料作成業務につきましては、令和7年10月からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、全プラスチック製品を資源物として回収し、容器包装プラスチックと製品プラスチックに分別し処理することとなることから、白井市のマンション500世帯を対象に容器包装プラスチックと製品プラスチックの割合を調査、分析するために行ったものでございます。結果といいたしましては、全体の約6%が製品プラスチック、残りの約94%が容器包装プラスチックとなっております。

続きまして、質問の7、最終覆土計画の成果につきましては、第一工区の最終覆土に次期中間処理施設工事から発生した土砂を利用することができ、最終覆土用の土砂を購入する費用を削減することができます。また、設計の内容につきましては、発生残土の受入れ計画、仮設浸出水調整池の構造設計、浸出水処理施設への配管の切替え方法、第二工区への搬入路計画、設計等の設計を行ったものでございます。

続きまして、質問の8、令和6年度の用地買収の状況でございますが、アクセス道路用地として1地権者から一筆、629平方メートルの土地を買収しております。次に、地域振興施設用地として1地権者から11筆、6,021平方メートルの土地を買収しております。

続きまして、不用額のご説明をさせていただきます。まず、16節公有財産購入費におきます1,300円の不用額につきましては、千円単位の予算額との契約差金でございます。次に、21節補償、補填及び賠償金におきます14万1,394円の不用額につきましては、補償対象物件のうち一部の立竹木について所有者が所有権を放棄されたことにより、不用となったものでございます。

質問の9番、18節負担金、補助及び交付金におきます1億1,587万1,330円の不用額につきましては、水道整備事業負担金の不用額となっております。主な理由としまして、予算要求時においては最大事業費を予算要求額として計上しておりましたが、工事発注時において整備延長等の見直しによる整備費用の減少及び印西市で発注した際の入札差金による不用が生じたものでございます。

次に、質問の10でございます。業務委託先でございますが、計画検討の支援として、株式会社流通研究所、経営検討の支援として一般社団法人千葉県中小企業診断士協会、デザイン検討の支援として有限会社デコラボ、以上の3者と業務委託契約を締結いたしました。決算書の備考欄に記載している地域振興策基本設計検討準備業務委託料の390万6,980円は、この3者との契約額の合計額となります。

次に、検討メンバーですが、この3者と組合職員になります。会議は5回開催し、物価高騰を踏まえ、全体計画をスリム化する方向で、造成計画、導入する機能と規模、事業スキーム、収支シミュレーション、設計デザインコンセプトなどの検討を進め、検討結果を吉田区が主催するよしだ未来会議に報告しました。令和6年度は、よしだ未来会議が7回開催され、全体計画のスリム化に関するを中心に対話協議を進めてまいりました。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、私のほうからは、質問の2番、6番、11番についてお答えさせていただきます。

まず、質問の2番、庁舎管理費についてお答えいたします。ご質問の庁舎管理費における決算額につきましては、令和5年度が1,841万4,985円、令和6年度が2,631万8,524円となっており、令和5年度と比較いたしまして790万3,539円、約143%の増となっております。令和6年度につきましては、工事請負費といいたしまして管理棟事務室内の空調機設置工事を実施したことで、当該工事の決算額が737万円となっていることから、令和5年度と比較して増額となっている主な理由となっております。そのほか、現状といいたしましては、令和6年度につきましてはご説明いたしました工事のほか、経常的な庁舎の清掃業務や敷地内の樹木管理等を行っており、必要な庁舎の維持管理が行えたものと考えております。

続きまして、質問の6、処理困難物ストックヤード事業についてお答えいたします。処理困難物ス

トックヤード事業につきましては、関係市町に不法投棄されましたタイヤやバッテリーなど、印西クリーンセンターで処理できない処理不適物や小型家電リサイクル法に基づき回収した小型電子機器を処理業者に委託するまでの間、一時保管場所として活用してまいりましたが、処理困難物につきましては各市町の業務に移管をし、小型家電につきましては印西クリーンセンター敷地内において一時保管することとし、令和5年度をもって処理困難物ストックヤード事業については終了したものでございます。

なお、令和6年度の処理困難物ストックヤード事業の決算額につきましては、小型家電の一時保管場所を印西クリーンセンターで行うに当たりまして、必要なコンテナ、竹ぼうきなどの購入費用と、ストックヤード事業として活用した敷地の維持管理のため、草刈り、枝の伐採費用として敷地内の樹木等管理業務を委託したものが決算額となっております。

最後に、質問の11、次期施設の移転後の跡地についてお答えいたします。次期施設に移転後の現在地の跡地に関わる印西市との協議につきましては、令和6年度中において具体的な協議までは至っておりません。

以上となります。

○議長（長谷川則夫議員）　土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君）　私のほうからは、墓地特別会計の問1から3番についてお答えいたします。

まず、問1の墓じまいは何件あったか、うち合葬墓への改葬はあったかについてお答えいたします。令和6年度の芝墓所の返還件数は17件でございまして、そのうち合葬墓への改葬は9件となっております。

続いて、問2、直通バスを運行させるような検討は行ったかにつきましてお答えいたします。令和6年度に具体的な検討は行っておりません。

続きまして、問3、決算年度中の利用者からの要望や苦情はどのようなものがあったかについてお答えいたします。令和6年度中の要望事項といたしまして、靈園までの交通手段が少なく不便なため、最寄りの駅からバス運行を希望する声が複数寄せられております。また、駐車場区画線の再塗装の要望もございましたが、令和7年度に対応済みでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員）　増田議員。

○3番（増田葉子議員）　それでは、ちょっと個別に各課ごとにいただきましたけれども、最初のほうから頭から再質問させていただきます。

まず1です。ごみ処理手数料の状況については、ご答弁では事業系廃棄物が減少したということだったのですけれども、組合のほうからいただいている資料を見ますと、減少しているとはちょっと私には読みなかつたのですけれども、その辺の状況がもう少し確認したいのと、あと全体として私は1割ぐらい増量になつてゐるのではないかというふうに数字上は出ているのですけれども、この辺の事情、それから特に粗大ごみの事業系が大幅に増えているのです。年度中は3か月か4か月ですけれども、粗大ごみの搬入はやめている時期があるにもかかわらず増えていますので、そこら辺の状況も踏まえてもう一度ちょっと整理をしてお願いしたいというふうに思います。

それから、二つ目ですけれども、こちらの管理棟の事務所内の空調の設置をしたということなのですけれども、これちょっと記憶がもうそろそろなくなっているのですけれども、これイレギュラーな対応だったのでしょうか。もともと何か設置しなければならないということがあつてやつたのか、何か壊れてしまつて個別にイレギュラーな対応としてこういうことになつたのだったか、ちょっとその辺の動きをもう一度確認させてください。

それから、三つ目です。印西クリーンセンターの修繕費も、これも上がつてゐるのですけれども、火事の対応かなというふうに思つていたら、定期的なものですということなのですが、特に粗大ごみ施設の定期修繕料ということなのですけれども、この粗大ごみの施設というのは本当に火事の影響が大きかつた施設になりますので、この定期修繕料というのはどういうところを、どういうふうに修繕したのかということをもう一度確認させてください。あと、最初の質問で保険料の支払いがついたの

かどうか、それが火事対応のほうであったのかどうか、保険料の支払いは決算書に記載されているのかないのか、なかったのか、その辺をもう一度ちょっと確認させていただきたいと思います。

四つ目、リチウムイオン電池の火災の件です。4番目です。これについては、先ほど大野議員からもあったように、多分日常的に小さな火災というか、そういうのは起きているのではないかと思います。ヒヤリ・ハットの法則なんかによると、1件大きな事故があると、やっぱりその背後にたくさんの小さな事故が起きているというふうに思っているのです。それで聞いています。ですので、この1件だけだったという答弁は把握していないということなのか、本当になかったということなのか、事故というのをどういうふうに捉えているのか、そこら辺のもう少し詳細というのでしょうか、1件と思っていないのですけれども、現場からの報告が上がってないのか、把握していないのか、本当になかったのか、もう一回確認させてください。

それから、5番目、このモデル地区回収実施及び中間処理分析というところなのですけれども、実は私これは製品プラスチックのことだとは思っていません、リチウム電池のことをやってくれたのかななんて少し見たときに思ったのですけれども、なるほど時期的に見ても製品プラスチックのことだよなというふうに答弁を聞いて思っていました。これどのくらいの時期で、どのくらいの期間をやったのか、モデル地区の回収というのがどのくらいやったのかというところの、それから契約先で見ても、この業務委託については委託先が書かれていなかったので、これは普通の通常いつもやっている中間処理業者に一定期間モデル地区でやったものですよということでお願いして、別途お願いしたことなのか、確認させてください。

それから、処理困難物、6番目ですけれども、こちらについてはたしか認識どおり令和5年度で終わっていますと、今回残りのいろんな物品をクリーンセンター内に用意するためにお金使いましたということなのですけれども、これは事業名としては最後になるのでしょうか。令和6年度で終わりということになるのか、例えばこの事業を生かして、これからリチウムイオン電池のほうの回収をちょっとこういう事業名でやっていくとかという予定はあるのか確認したいのと、あと南山の土地の処分について令和6年度中に白井市とどのような協議を行ったのか、それについて伺います。

それから、7番目、最終処分場のところがやっぱりご説明聞いても、私本当にきちんと流れが理解できなくて、ちょっと勉強不足で申し訳ない中で質問していますけれども、仮設の調整池をつくるということなのですよね、その設計をしているということなので、それと決算書の中で浸出水の処理施設の改修料として2,000万円使っていて、さらに繰越しにもなっていて、そして新たに新たな仮設の調整地とか、あるいは施設への配管の切替えの設計を別途行っているということになるのか、何かそこら辺が全体的にお金の流れと何をやっているのかなということが私にはちょっとよく分からないので、もう一回全体の流れから確認させていただければと思います。すみません。

それから、8番目です。これは簡単な確認で、不用額が8番目の公有財産購入と補償、補填費のほうの不用額なので、ご答弁聞くと予定どおりいろんなことが終わって、令和6年度で用地買収が全て完了したということの認識でいいのかどうか確認させてください。

9番目、質問9ですけれども、質問9は結構です。こちらは何か多分忘れてしまっているのですけれども、説明されているのだろうなと思います。印西市のほうの工事のほうが、多分整備延長の見直しをしたということなので、多分印西市のほうの見直しで、そのときに説明を受けていると思うのですけれども、どんな内容だったかなというのがちょっと今思い出せなくて、もしお答えいただけるようでしたら、その整備延長等の見直しという部分、その内容について伺えればと思います。

それから、10番目です。こちらのほうは契約状況のほうの資料で確認していますけれども、こちら2号随契で公募型プロポーザルが行われたということなのですけれども、そのプロポーザルの状況、ちょっと伺えればと思います。これから施設で、やっぱりデザインとかとても大事だと思いますので、その契約に至るまでの状況をもう一度確認させてください。何者ぐらい応募ってきて、どういうことを重視して選んだ業者なのかということをお願いします。あと収支シミュレーションとかコンセプトというのは、これはいつ公表されるのでしょうか。先ほどの一般質問の中で聞いていると、8年度4月に着工ということなのですけれども、いまだに収支シミュレーションもコンセプトも分からぬという状態で、これ本当に令和8年4月着工するのですか。これいつ公表されるのか、改めて伺い

たいと思います。それから、吉田区のほうと昨年令和6年度は7回、よした未来会議を開いて対応を進めてきたということなのですけれども、どんな意見が令和6年度中出ていたのか、お話しいただけますと、お願いいたします。

質問11です。すみません、跡地利用についてです。具体的な協議はしていないということは、先ほどの一般質問でもお聞きしたところなのですけれども、私が以前にも質問を行っていまして、これたしか本工事の着工までには方向性を出したいというふうに答弁しています、過去の事務局長さんが。そして、火事で大変だったとは思うのですけれども、印西市が買ってくれるかどうかという意向ぐらいは着工までには確認しますと、そういうことはお答えいただいているので、これ何でできなかつたのかなというのをもう一回ご答弁願います。

それでは、墓地会計のほうになります。墓地会計については1問だけさせていただきますけれども、3番でお聞きして要望とか苦情の中で、やはり交通の便の不便さというのは私も言われますし、たくさん寄せられていると思います。それで、2番でお聞きしたとおりなのですけれども、納骨堂とか合祀墓というのは、やっぱり大きく伸ばしています。今年度あの利用が増えているということがありますので、例えば合同慰靈祭というもの、例えば春と秋のお彼岸にやって、そのときに直通バスを走らせるとか、そういうような工夫というかサービスもやっぱり検討していくべきではないかなと思って、これ以前にも質問しています。6年度中に、その具体的な検討がなかったというのは残念なのですけれども、何か事情があって検討できなかつたのか、その辺について伺いたいと思います。

以上2回目です。

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） いろいろとご質問いただきしておりますので、答弁漏れ等あればご指摘いただければと思います。私のほうからは、順番にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、2番目の質問、空調工事の件につきまして、イレギュラーな対応かというところでのご質問をいただきました。こちらにつきましては、令和6年度の当初予算におきまして管理棟事務室空調機設置工事ということで1,890万円予算計上のほうをさせていただいて、それに基づく決算額というような形になっておりますので、当初予算から予定をしていたものという形になります。

6番目のご質問になりますが、ストックヤード事業の件になります。事業名につきまして、令和6年度で最後になるかというようなご質問があったかと思います。こちらにつきましては、令和6年度で事業名としては最後になります。ただ、継続して南山のそちらのほうの樹木管理等は引き続き行っていますので、こちらにつきましても、ごめんなさい、ちょっと今令和7年度事業名がぱっと出てこないのですが、こちらも別の事業名で予算のほうは計上されておりで、その継続で今後も計上されていくものと考えております。それと、あと南山の今お話ありましたストックヤード跡地の白井市との令和6年度の協議状況というようなお話をしたが、こちらにつきましては令和6年度につきましてストックヤード跡地の跡地活用というような形で、関係市町のほうに活用の希望の照会をかけております。3市町いずれも独自の活用はないというような回答を得ている状況、令和6年度についてはそういった状況になります。

最後の11番、議員さん過去の質問等で着工時までに確認をというような答弁があったというところで、令和6年度、先ほど答弁させていただいたように、現状としては具体的な協議までは至っていないというような状況で、なぜかというところになりますが、ここにつきましても実際ちょっと業務の本体工事のほうが動き出して、なかなか具体的にそちらの協議まで至っていないと、結果的には至っていないというような状況です。

すみません、もう一つ、3番目の質問の火災、火事に関する保険料に係る部分のところについては、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。こちらの保険料につきましては、本年度の6月の臨時議会のほうで補正予算で共済保険金として9,342万5,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、本年度火災に伴う工事のほうを行っておりますので、工事の終了した後に恐らくその保険金のほうが修繕の工事に伴う保険金という形で入ってくることを見込んでおりますので、6年度の決算には計上されていないと、恐らく令和7年度の出納の閉鎖期間までに入ってくれれば令和7年度の決算で計上されるような形になるというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員）　土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君）　私のほうからは、なぜ検討しなかったのかということについてお答えさせていただきます。

以前こちら靈園のほうで実証実験をお盆と彼岸のときにやったというのを聞いております。その時に25人乗りのマイクロバスで4日間やりましたら、32人しか乗らなかつたということで、費用対効果が薄いということで令和2年度のときに回答しております、時期尚早だということで、それからはちょっと申し訳ないのですが、検討はしておりませんでした。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員）　宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君）　それでは、お答えいたします。

質問1でございました事業系ごみと粗大ごみの減少についてご説明いたします。事業系ごみの搬入量につきましては、令和6年度としまして1万3,286トン搬入しております、令和5年度の実績といたしましては1万3,417トン搬入しておりますので、その差131トンの減量となっております。粗大ごみの搬入量につきましては、令和6年度で23トン、令和5年で3トンということで、こちらにつきましては申し訳ございません、増となっております。

続きまして、質問の3、修繕料の粗大ごみのどの箇所を直したかということであったかと思います。こちらにつきましては導入コンベヤー及び搬送コンベヤーの修繕及び赤外線カメラの新設とケーブルの敷設、破碎機の修繕を行いました。

続きまして、4番、本当に1件しか火災が発生しなかつたのかという質問にお答えいたします。こちらにつきましては、火炎検知器による検知は月に1件から5件ありますが、発火を確認できるような火災はなく消火作業を行った火災としましては、12月27日の1件のみとなっております。

質問の5としまして、分析する資料としてはどの程度調査したのかということにつきましては、先ほど答弁したとおり、白井市のマンション500世帯のみを一度行ったものでございます。

続きまして、質問の7でありました事業の流れについてということですので、いま一度ご説明させていただきます。こちらにつきましては、令和6年度の工事につきましてはカルシウムスケール対策工事、土木建築工事、機械工事、電気計装施設工事の施設について改修工事を行っております。それに伴います実施設計業務を行っております。

続きまして、質問8の中で用地買収は済んでいるのかということでございますが、こちらにつきましては用地取得困難者が2名おりますので、まだアクセス道路につきましては用地取得困難者が2名、地域振興では用地取得困難者が3名おりますので、3名プラス相続等により買えていないものが10名おりますので、完了はまだしておりますが、事業進捗には影響のない箇所となっております。

質問の9の内容につきましては、水道の工事延長の見直しとしまして約120メートルの延長を減らしております。あとそのほかといたしましては、舗装範囲の見直しにより約220メートルの減、あとは市道横断部分の施工方法の見直しということで夜間工事から昼間の工事へしております。工賃等の物価上昇の内容ということで、こちら予算を計上しておりますが、思ったほどの上昇はございませんでした。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員）　増田議員、答弁漏れ等はありませんか。

○3番（増田葉子議員）　質問10をいただいてないのですけれども。

○議長（長谷川則夫議員）　宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君）　すみません、質問10につきましては、地域振興施設の基本設計に先立ちまして、地域振興策の基本設計検討を事前に行いました。そこで、業務の素案及び課題等の整理をいたしました。それとは別にランドスケープ等を踏まえた設計デザインコンセプト、資料及び当該コンセプトに基づくイメージスケッチをそれぞれ作成しております。基本設計の検討準備経営編につきましては、中小企業の診断士の専門的な見地から多面的な意見を徴し、該当事項の精査及び支援をいただいております。こちらの状況についてよしだ未来会議で報告をし、よしだ未来会

議の中で検討しているものでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員に申し上げます。

質問のほうの未回答部分は、ちょっと今こちらのほうの手元にないということなので、ちょっと3問目の質疑と併せて、ここで休憩を取りますので、よろしくお願ひいたします。再開は7時ちょうどといたします。よろしくお願ひします。

（午後 6時27分）

○議長（長谷川則夫議員） 会議を再開します。

（午後 7時00分）

○議長（長谷川則夫議員） 増田葉子議員に対する2回目の答弁からお願ひします。

宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） それでは、お答えします。

質問の5、モデル地区回収の実施回数と委託先についてご報告いたします。実施回数につきましては、1か月間を期間とし、週1回、合計で5回実施しております。委託先につきましては、株式会社佐久間に委託しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） それでは、増田議員、3回目の質疑をお願いします。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） それでは、幾つか再確認させていただきたいところを質問いたします。

質問1です。先ほどちょっと增量と減量とどちらなのだろうかというのが分からなくなってしまったのですけれども、再確認私のほうでしまして、一番聞きたいところは粗大ごみの事業系が確かに大幅に、報告書を見ますと增量されていますので、3か月間受入れをしていないのだけれども、年間を通すと大きく増えているという状況についてもう一度ちょっと、どういう理由があったのかというのを確認させてください。それが一つ目。

それから、質問3です。ご答弁聞いていると、粗大ごみの処理施設の定期修繕ということで、多分火事になったところも修繕しているのかなというふうにちょっとご答弁からは思ったので、これ定期修繕をしたところで火事が起きてしまったという認識でいいのでしょうか。その確認をさせてください。せっかく直したのだけれども、火事で焼けてしまいましたということなのでしょうか。

それから、質問4です。恐らく大きな火災事故の背後にはたくさん小さな火災事故が起きているのではないかなどということで質問していますけれども、ご答弁からやっぱり大きく言ったら月5件ぐらいそういう検知器が働いているということで、年間だと多分五、六十件のそういう火災検知器が動くような事故があって、そしてその上に1件の大きな火災が起きているということだと思うのです。これ年間通して6年度にこういう状況とかをちゃんと踏まえて、何かどういうことをなさっていて起きましたのかなというところをお聞きしたいと思って質問していますので、その点についてお答えできるようでしたらお願ひいたします。

それから、次が8番目です。質問8、用地買収の件ではアクセス道路で2名の困難者、それから地域振興施設で3名、相続で10名の要するに買収の困難なところが残っています。今のところということでしょうか、事業に影響がないということなのですけれども、これやはり影響なくとも買収を続けていくということなのか、お願ひいたします。

それから、質問10です。ここがちょっと私やっぱりもう少しきちんと聞きたくて、資料で見ますと3者、流通研究所とか、それから中小企業診断士協会、それからデコラボさんの3者に公募型プロポーザルという形でやっていますということだったので、公募型プロポーザルということなので、そういうデザインコンセプトについて何か競争があって、こっちのデザインがいいというようなことで選ばれたということでおろしいのですよね、そのところをもう一度確認させてください。それから、収支シミュレーションとかコンセプトっていつ頃公表されるのでしょうか。お答えいただけるよう

らお願ひします。先ほどの質問をしています。

一般会計、それで終わりになります。

あと墓地会計のほうですけれども、先ほど令和2年に実証実験したけれども、利用が少なかったということだったのですよね。それも分かっていますけれども、もうそこから先、令和2年度から納骨堂とか合祀墓ができて、やっぱりそれに対して合祀墓なので一緒に合同慰靈祭みたいなことって考えられないかなという発想なのです。ですので、例えばちゃんとどういう形で実証実験やったか分からないのですけれども、墓地の利用者の方にしっかりとちょっとご案内をして、こういう慰靈祭りますよって、そのときに直通バス走らせますよというような形で、しっかりと広報した上で、もう一回実験してみたらどうかなと思うのです。全体の広報ではなくて、一般合祀墓を使っていらっしゃる方と、それから芝墓地の利用者の方も含めて、ちょっとお金かかりますけれども、きちんとダイレクトメールのような形で、こういうことで合同慰靈祭りますよって、その際にはバスを走らせますよということをしっかりとお知らせした上で、ちょっと実験してみるとどうかなというふうに思います。そういう検討はそろそろしてもいいのではないかなと思っていますので、今の最後のお答えだともうやらないという形になってしましますので、ちょっともう一度できるかできないか、お願ひいたします。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） それでは、お答えします。

1番の再質問でありました粗大ごみの増加原因といたしましては、学校からの木製備品の廃棄によるものが多く出ましたので、こちらの増となっております。

あと、3番の修繕箇所につきましては、電気修繕を行った発注後に火災が発生してしまい、修繕まで至っていない部分もあります。ですので、全てが完了したわけではないところで火災が起きたということになっております。

すみません、質問の4につきましては、確かに年間五、六十件の状況がありまして、それを受けまして火災検知器のほうを1台増設する予定であります。

あと、質問の8、今後用地交渉については行っていくのかということにつきましては、引き続き交渉してまいりたいと考えております。

続きまして、10番のプロポーザル方式での申込み、契約について行いましたが、申込みについては1者のみの申込みとなりましたので、そちらを採用してございます。あと、時期等の公表時期につきましては、今年度基本設計が出来上がりましたが、公表のほうをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） それでは、私からお答えさせていただきます。

合同慰靈祭、またバスの実証実験ですか、それについての必要性について、今後調査研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 答弁漏れはありませんね。

○3番（増田葉子議員） はい。

○議長（長谷川則夫議員） それでは、増田葉子議員の総括質疑を終わります。

続きまして、議席9番、軍司俊紀議員の発言を許します。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） それでは、通告に基づき令和6年度一般会計歳入歳出決算における一般会計のみの総括質疑をさせていただこうと思います。

今回大きく2問で、1問目が概略的なことで、もう一点が業務に関する内容です。

質問1、印西地区環境整備事業組合は、新クリーンセンターの移転事業及び現施設跡地の活用を控え、構成自治体や住民への財政負担が今後課題となってくると考える。令和6年度、組合では持続可能な運営と透明性確保のために、新クリーンセンター移転事業及び跡地活用に伴う財政負担の長期見

通しについて、具体的な財政計画を策定することについて話し合いを行ってきたか。

質問2がごみ処理事業全体についてです。

1点目、事業系ごみについて、搬入金額の検討は行われたのか。

(2)、資源ごみの売却単価の値上げ交渉はされているのか。

(3)、地域エネルギーの有効活用に関する協定による蒸気単価の値上げを組合は提案し、交渉してきたのか。

以上、大項目二つ、小項目で三つですか、よろしくお願ひします。

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、私のほうから財政計画の策定の部分についてお答えさせていただきます。

当組合では、次期中間処理施設に関わる建設費、平岡自然公園に関わる印西斎場東の各施設の維持費など組合事業全体の事業費を見込み、令和5年度から令和31年度までの27年間における組合経費及び市町負担金推計、概算にはなりますが、こちらを令和4年度に策定をしております。当該推計の関係市町との協議につきましては、令和4年度の策定時に、令和5年3月6日になりますが、ここで行われた課長会議におきまして、衛生担当課長への説明や同年3月7日から10日にかけて、衛生担当者への個別説明を実施したものでございます。また、その後の当該推計につきましては、毎年度1回見直しを行っておりまして、令和6年度に見直しを行った推計につきましては、令和7年3月21日に組合議員の皆様と関係市町のほうへ報告を行ったところでございます。

以上となります。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） それでは、私のほうから質問2についてお答えさせていただきます。

2の1、事業系一般廃棄物処理手数料を令和5年10月に改定し、施行からの期間が短期間であることから、令和6年度での検討は行っておりませんが、引き続き物価上昇等を注視してまいります。

2番目としましては、資源ごみの売却単価の値上げ交渉は、毎年度予算編成時において行っておりますが、人件費や売却先での処理コストの上昇により、売却単価の値上げまでには至っておりません。

3番としまして、国の制度であります再生可能エネルギー買取制度に基づいて、千葉ニュータウンセンターと意見交換や情報交換を交えながら単価の引上げ交渉を行っておりますが、国が示す調達単価が変動していないことから、蒸気単価の値上げには至っておりません。今後も、再生可能エネルギー買取制度の調達単価を注視し、変更があった際には蒸気単価の協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） それでは、再質問ということさせさせていただこうと思います。

質問1の件なのですけれども、皆さんご承知のとおり、私毎年度決算、予算のときに基金を設置したらどうだといったような提案をさせていただいたわけなのですけれども、今年はちょっと意味合いを変えましてというか少し自分の中では一歩進んだ観点での提案というか、それをさせていただこうかなと思って今回のような質問にしたわけなのですけれども、回答をお聞きすると令和5年度から令和31年度までの27年間における組合経費及び市町負担金推計を令和4年度に策定し、令和6年度に見直しを行った際には、令和7年3月21日に組合議員や関係市町に報告を行ったということなのですけれども、この市町負担金の概算ですよね、組合経費の、こちらについてちょっと私今手元にないので、すぐにお話しことはできないのですけれども、そちらをちょっと見たときの記憶で言うと、こちらについてはなるほど現在の施設と新クリーンセンターの移転事業についてはたしか言及があつたような気がするのですけれども、現施設の跡地の活用とかについてどうするのかとか、いわゆる解体費用をどうするのか、その辺については見込んでいないように、もちろん先ほどからほかの議員さんも指摘されているように、この施設をどうするのだということが決まっていない中で、ではどういう施設を造っていくのだと、売却するのか、そもそも跡地をどうするのかというのはまだ決まってい

ない以上、なかなかそこを紙に落として数字に落としていくのは難しいのかなというのは事実ですけれども、そういったことを言いたいのではなくて、一歩進んだ形でなかなかちょっと規模も違うのですけれども、一部事務組合としていわゆる地方公営企業法、これを準用することによって長期財政計画というのをしっかりとつくることで、施設整備とか運営コストの平準化、それから跡地活用についての収益創出及びこれは質問2につながるところですけれども、住民負担の最適化というものを目指せるのではないかというふうに考えているわけです。

つまり平たく申し上げると、一部事務組合、普通は地方自治体がやるわけなのですけれども、地方自治体によるごみ処理というのは、これは公営企業として必ずしも位置づけられているわけではないのですけれども、これ公営企業会計を適用することもできなくはない。つまりそちらをしたほうが、ごみ処理事業というのは市民生活に不可欠なサービスであって、地方自治体の法定受託事務になるわけです。ですから、こういうサービスをやはり住民福祉の増進を図るという意味で、地方公営企業として成り立たせることができるのでないかと、そうすべきではないかと最近考えて、令和5年度から令和31年度までの組合経費及び市町負担金について、こういう概算をつくるのであれば、これを本当に一歩進める形で今後こういったようなものを発展させて財政計画をつくっていったほうがいいのではないかと思うわけで、そういったような議論が令和6年度組合の中できれども、そのような議論があったかどうか。

再質問として、1番でまず一点聞きたいのは、この見直しを行った概算についていわゆる構成自治体への住民への情報公開であるとか意見聴取についてどのように考えていらっしゃるのか。なるほどいいものだなど、数字も出てきて分かるのだけれども、一歩進める形でやはり情報公開とか平たく住民から意見を聞くなんていうことは必要なではないかなというふうに思うのですけれども、そのような議論があったかどうか。

もう一点が、私が今繰々申し上げたところなのですけれども、このごみ処理事業自体が市民生活に不可欠なサービスであって、地方自治体の法定受託事務、市町の責任として行われる行政サービスであるとするならば、地方公営企業法に基づく経営計画の導入とか、これはなかなか組合議会だけというよりも構成自治体の議員さん、職員さん、もちろん首長の皆様の同意を得ながらやっていくことが必要だと思うのですけれども、組合規約なんかの改正を通じて長期財政計画を策定するということを、一歩踏み込んで考えていくべきではないかなというふうに思ったわけなのですけれども、そういったような議論が令和6年度にあったのかどうか、その2点を再質問としてお聞きします。

質問2についてなのですけれども、こちらも繰り返し申し上げているところなのですけれども、地方公営企業法にも関わってくるところなのですけれども、どうしても今私たち環境整備事業組合の運営というのは、構成市町からの財政負担によるところが非常に多い。だけれども、構成市町の負担金を減らすためには、今私のほうが提案、提示している例えば事業系ごみの搬入金額を上げるとか、あるいは売払いして、資源ごみの売却単価を上げるとか、そういうことによって構成市町に負担をかけることなく、財政が若干でも豊かになることができるのではないかと、もちろん(3)もそうなのですけれども、(3)については現在の位置から変わってくるわけなので、なかなか今後ではどうしていくのかというようなことは言えないのですけれども、例えば質問2の(1)の部分です。事業系ごみについてなのですけれども、事業系ごみ、1問目の回答としては令和5年度に改定したから、なかなか上げられないよと、なるほどそれは言っている意味は理解しますけれども、質問2の(2)のほうでは先方、売却先をおもんぱかって人件費とか売却先での処理コストの上昇があるから、なかなか値上げはできないというようなことをおっしゃっているわけなのですけれども、これって両方とも言っていることは正しいとは思うのですけれども、どちらかが立つとどちらかが立たないというわけではないのですけれども、例えば事業系ごみを上げないのであれば、逆に資源ごみの売却単価を上げさせてもらうとか、そういったような両方とも組合にとってプラスとなるような何か動きをしてほしいなというふうに思っているのですけれども。

そこで、ちょっとお聞きしたいのが、それぞれ質問2の(1)、これは近隣ほか自治体の動きというのは把握されていますかね。事業系ごみの搬入単価、一時期印西地区環境整備事業組合がほか自治体から比べて安いから、いっぱいごみが来てしまって、それで安いし、それから処理量が増えるし、な

なかなか収入も上がらないなんていう、そういう状況も一時期あったので、それはおかしいだろうという話で上げてもらったような経緯もあるのですけれども、近隣自治体の動きは把握されているのかというのと。同じような感じで、(2) のほうの資源ごみも同じように、では近隣ほか自治体で売却するときに当たって、いい値段で売っていますよといったような情報というか、そういうのは近隣自治体、一部事務組合でも単独市でも構いませんけれども、そういうのは行っているのでしょうか、そこを確認したいと思います。

それから、(3) については、こちらについては残り 2 名ちょっとなので、上げられるときに上げてほしいなというふうには思うのですけれども、こちらについては令和 5 年度にこちらも上げているので、令和 6 年度は上げなかつた、では令和 7 年度また上げるような努力をしてくださいということで、質問 2 の (3) は再質問しませんので、質問 2 については (1)、(2) とも近隣ほか自治体の動きをどの程度把握されているのか、そこを聞いて再質問とします。

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、私のほうからは質問 1 に関わる部分で、今回見直し、概算の財政計画、令和 6 年度に構成自治体の住民の方々への情報公開とか意見聴取という部分のお話があつたかと思います。こちらにつきましては、令和 6 年度の部分についてはそういった例えはホームページへ掲載するとか住民の方からの意見を聴取するというようなことは行っておりません。今後という部分につきましては、毎年度毎年度見直しは行っていくような形にはなろうかと思います。当然その概算の中には市町の負担金という部分も入ってくるところにはなりますので、この部分につきましては、構成市町のほうと協議をしながら、対応について考えていくべきだと思っております。

2 点目の地方公営企業法に基づく財政計画の導入というところの部分につきましては、議員さんのほうから貴重なご意見ご提案をいただいたものと捉えております。そういうお話をいただきましたので、これが一部事務組合の中に導入していくもののなかどうかという点も含めて、他の一部事務組合の状況などを情報収集していきながら対応、導入できるものなかどうなのかとか、そういうのも含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 私からは、質問 2 の (1)、(2) の再質問に対してお答えさせていただきます。

まず、(1) としましては、近隣自治体の動向につきましては、ホームページによる確認や電話等により問合せを行いまして状況を把握しております。また、料金改定を予定する自治体等からのアンケート結果が送られた際にも動向について把握しているところでございます。

次に、(2) といたしましては、予算編成時期に毎年近隣市町から売却単価についての問合せがありますことから、その際に売却単価の動向についても把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 再々質問というよりも、どちらかというとこれ以上話をする一般質問になつてしまつて、決算の総括なので、ちょっと考え方だけをもう一度お伝えしておきたいなと思うのですけれども、名前がすぐ出てこないのだけれども、組合経費及び市町負担金の推計の概算ですね、こちらは今課長がおっしゃったように、今後説明会であるとかホームページの公開なんかを通じて、ぜひ住民への公表、公開を行つて、できれば公聴会みたいなものをやっていただくといいのかなというふうに思います。なぜかというと、それこそ今回新印西クリーンセンターを造るときに、そのときの入札をめぐる監査請求なんていうのも起つてしまつて、そういうことを防ぐためにも今後明確な、クリアな財政運営を行つていただきたいという意味で、住民への公表、公開というのを行つていただきたいなと思います。

それから、財政計画について、先ほどこちらもおっしゃったように、令和 31 年度までの 27 年間における推計を取つてあるのであれば、そもそも新施設が 20 年間超の運営期間、これはありますから構成自治体との協議なんというのもできればやつていただきたいなと、規模がこれ全然違うのです

けれども、東京23区では清掃一部事務組合、ここで長期財政計画つくっていますので、そういったものも参考にしながら、我々はその規模でできるかどうかというのは定かではないですけれども、せっかく作るのであれば、いいものを作ってもらいたいということで要望として申し上げておきたいと思います。

それから、質問2のほうなのですけれども、回答ははっきり言って分かるのですけれども、把握しているのであれば、それぞれ例えば業務受入れの事業系のごみについてはどういう動きを把握されているのあれば、数字があればその数字をおっしゃっていただきたいと思いますし、それから資源ごみの売却単価についても同様に把握しているのであれば、近隣の自治体、一部事務組合と比べて私たち印西地区環境整備事業組合はどうなっているのか、数字的なものがあればおっしゃって聞いていただきたいと思います。特に業務系ごみや事業系ごみの値上げについては、やはりこれ受益者負担の原則というのがありますし、料金を上げることによってごみ減量とか資源化を逆に推進するということにもなると思いますので、もちろんほかの安いところに持っていくこともあるかもしれませんけれども、そういうことも踏まえてやはり事業系ごみの搬入金額というのを決めていってほしいなと思いますし、資源ごみの売却についても構成自治体の財政の負担を考えると、やはりできるだけ取れるところから取ったほうがいいだろうなと思いますので、しっかり今後廃プラスチックの動き、ペットボトル入札参加なんかの動向なんかも踏まえて情報をキャッチしながら適正な金額で売却をしていっていただきたいということを加えて申し上げて、私の再々質問を終わります。

○議長（長谷川則夫議員） 答弁は求めますか。

○9番（軍司俊紀議員） 答弁、数字が分かれば。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） すみません、今手元に資料がございませんので、後でご報告させていただきたいと思います。失礼します。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

○9番（軍司俊紀議員） はい。

○議長（長谷川則夫議員） それでは、総括質問を終わります。

次に、個別事項の質疑に入ります。

質疑に当たっては、挙手をし、私、議長の指名を受けてから行ってください。

なお、質疑については要点を簡明にし、予算審議に戻ることないよう、また次年度の予算の説明にならないよう、議事進行にご協力ください。

質疑は、分割して行います。

初めに、歳入について、決算書一般会計の1ページから13ページまで、一括して歳入について質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） すみません、歳入につきまして1点だけお聞きしたいと思います。

9ページの歳入、2款1項1目の1節施設使用料です。印西斎場使用料のところに入ると思うのですが、このうちの多分一部になるのだろうと思うのですけれども、附属資料の令和6年度決算の状況というのがございますが、これの4ページ、平岡自然公園事業の中の靈安室なのですが、これが令和5年度646件に対して、令和6年度が869件と223件、34.5%も増加しております。これは、靈安室の使用がすごく増えている、大幅増になったという、これは何か理由があるのかどうか、まず伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） それでは、お答えさせていただきます。

靈安室、これかなり増えていますけれども、夏場の利用が前回よりもかなり増えたということで報告を受けております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 分かりました。夏場の利用が増えたということなのですが、この靈安室な

のですけれども、火葬の件数に対してどの程度賄える形になっているのでしょうか。つまり希望の方は皆さん使用ができるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。以前に民間の業者さんにお葬式のほうをお願いしまして、印西斎場のほうの靈安室が使えなかつたという話をちょっと聞いたことがあります。多分いろいろ重なつたのかなとは思いますけれども、そういう形で火葬の件数に対して賄えるような状況になっているのかどうかだけ、靈安室の数とかも含めてちょっとお聞きします。

○議長（長谷川則夫議員）　土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君）　お答えさせていただきます。

保冷庫については今四つございます。靈安室を使う方につきましては、式場をご利用している方にだけ限られて、式場が三つで予備が一つで四つということで運営させていただいております。印西斎場の式場使う方が大前提でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員）　松尾議員。

○1番（松尾榮子議員）　先ほどちょっと申し上げましたのは、印西斎場で式を挙げられた方のお話です。それで、保冷庫が四つということなのですけれども、一日式場三つありますから重なつても三つかなというふうに思うのですが、ただ保冷庫といいましょうか靈安室は一日だけではないと思いますので、二、三日ずつ使われると思うのです。そうしますと、やっぱり不足してくる場合があるのでないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員）　土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君）　お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、1日だけではなくて3日前から入る方もいますし、4日前からも入る方もいますので、夏場とかは常にいっぱい状態でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員）　ほかに質疑ございますか。

山田議員。

○2番（山田喜代子議員）　令和6年度の契約状況から質問よろしいですか。

○議長（長谷川則夫議員）　何ページですか。

○2番（山田喜代子議員）　令和6年度契約状況。

○議長（長谷川則夫議員）　決算書のほうだけです、すみません。

○2番（山田喜代子議員）　これはまた別ですか。

○議長（長谷川則夫議員）　ページで、もしその契約状況のところのページがあれば、そこで質問してください。

○2番（山田喜代子議員）　ページが分からない。

○議長（長谷川則夫議員）　契約状況だと歳出のほうになると思います。

ほかに歳入でございますか。歳入よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（長谷川則夫議員）　それでは、次へ行きます。

ページで申し上げますと14ページから18、19ページ、監査委員費まで、衛生費の手前までです。このところの範囲、もう一度申し上げます。14ページから18、19ページの監査委員費までの範囲で質問をお受けいたします。

山田議員。

○2番（山田喜代子議員）　17ページです。17ページの備考欄の上から二つ目です。新業務委託料があるのでけれども、この新業務委託料というのはどのようなものを委託したのか、内容をお伺いします。

（「データベース更新業務委託でしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員）　例規集データベースの更新業務委託料です。

山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 失礼しました。結局例規集のデータベースのことについて業務委託というのは、これは継続しているのか、それとも別の業者なのかを伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、例規集のデータベース更新業務委託料の部分についてお答えさせていただきます。

具体的な内容としましては、こちらに記載のとおりの例規集のデータベースの更新というところで、例規集に改正等があれば、それに伴ってデータのほうを改正してもらうような委託というところになります。継続というお言葉があったかと思うのですが、これは単年度でやっているものなのか、これが令和6年度にあったものなのか、それとも毎年毎年あるものなのかということの確認でよろしいでしょうか。これにつきましては、令和6年度に限ったことではなく例年計上しているものになります。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

ほかにございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） なければ、次に参ります。

一般会計の3款1項1目清掃総務費及び2目塵芥処理費、ページで申し上げますと18、19ページの下段から26ページ、27ページの最終処分費の手前までを範囲とします。

質疑ございませんか。

柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 24ページ、25ページの下、事業番号06の放射能対策費の委託料についてなのですが、これ経緯を見ると、何か一回不調だったようです。不調の後、6月にもう一回入札して業者を取ったという経緯があるようなのですけれども、これ最終処分場のほうも放射能のほうで入札していて、そちらはすんなり決まっているのだけれども、こちら何かあったのかなと思って、もし事情があればお願ひします。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまの質問にお答えします。

当初の積算が甘い箇所がありまして、うちの予定していた価格での落札がなかったものですから、随意契約で2か月行いまして、そのあと入札業務を行っております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 隨契2か月というのは、前年度の業者さんに2か月やってもらったということですね。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 入札を行いましたので、そのときに一番安価であった会社と随意契約を2か月行っております。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 最初は不調だったのですよね、不調だったけれども、そこで入れた業者の一番低いところと随契なのですね。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） そうです。入札をしました中の一番安価な会社と2か月間、1年分としては落札額に達しなかったものですから、そのうち一番安い入札会社と2か月分の随意契約を行いました。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。ちょっと何か分かりにくいね。

ほかに質疑ございますか。26ページ中段まで、よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（長谷川則夫議員） では、次参ります。

一般会計の3款1項3目最終処分費及び4目次期施設建設費、26ページ、27ページの下段から、34、35の保健衛生費の手前まで質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

大野議員。

○7番（大野忠寄議員） 35ページです。備考の16番目の公有財産購入費の中に、地域振興開発エリア用の用地取得費ですが、先ほどまだ取得されていない方々の人数は伺ったのですが、どのくらいの平米数がまだ取得できていないのか、ちょっと教えてください。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 地域振興に係ります未買収面積としましては、5,085.88平方メートルとなっております。

以上でございます。

○7番（大野忠寄議員） 結構です。

○議長（長谷川則夫議員） ほかにございますか。保健衛生費の手前まで、よろしいですか。
(発言する者なし)

○議長（長谷川則夫議員） なければ、次参ります。

34、35のところの保健衛生費、それから40ページの中段、公債費の手前までを範囲とします。

質疑ございますか。

柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 34、35ページの保健衛生費の一番上の温水センターの修繕料のところですけれども、何か前年度と全く同額の修繕料が計上されているので何か特別なことありましたか、確認したいので、お願ひします。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） こちらにつきましては、定期修繕という形で行った修繕でございまして、主な修繕箇所としましては温水センターの女子風呂設備、プールのろ過設備、プールの漏水対策、空調機器のオーバーホール、屋上配管の修繕等を行っております。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 全く同額なのですけれども、全く同じ内容で金額、材料とか人件費とか、そういうようなのも全く変わりなく同じ内容ができたということでいいですか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 内容は違いまして、たまたま5年度と6年度の額が一緒だったということでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） でも、ただ多分同じような内容は毎年されていると思うのですけれども、これらというのは長期継続契約とか、そういうような手段は取らないのですか。全く毎年毎年単年度ごとに見るというやり方で来ていますか。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 修繕箇所等も変わってきますので、長期契約を結ばずに毎年毎年契約しております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） ほかに質疑ございますか。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 38ページ、39ページの39ページの真ん中辺りに平岡自然の家の管理費が上がっているのです。この平岡自然の家の管理費が若干令和5年度と比べて上がっているのです。500万ぐらい、中をちょっと見ていると、例えば敷地内の樹木等管理費が上がっていたり、キャンプ場の夜間施設管理業務委託が若干変わっていたりするのですけれども、これ運営面でこれらが変わるような何か要素というものはあったのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） お答えさせていただきます。

内容面については変わっておりませんが、人件費のほうが上がっておりますので、それに伴って去年より少し多くなっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） ということは、今の課長のご答弁によると、両方ともやっている内容は変わらないのだけれども、人件費がそれぞれ変わっているので、敷地内でおよそ50万ぐらい上がっているのかな、それからキャンプ場はもっと上がって百二、三十万上がっているので、これ全部人件費ということで考えて間違いないのですね、それをちょっと確認させてください。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） すみません、人件費とキャンプ場の上がっているのは単価契約で夜間の回数が増えた、それによってちょっと上がっていることになっております。すみませんでした。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 同じ39ページなのですけれども、備考のところで使用料及び賃借料、一番上です。AEDの賃借料、これほかのところでもAEDの賃借料、全く同じ金額6万9,960円になっています。この賃借料というのは、毎年毎年賃借料なのか、それとも買取りとかはしないのでしょうか。その賃借料と買取りの違いというか、何で賃借料なのか、その点について伺います。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） こちらはAEDのほうを毎年賃借料のほうで借りていただいて、メンテナンスとかも全部やっていただいているので、それで賃借料のほうで対応しているということになります。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） メンテナンスもしてもらえるということなのですけれども、これ実際に購入した場合の金額の比較というのはされたのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） AEDの本体購入した場合、バッテリー三、四万を約3年ぐらいで交換とかパッドは1年ぐらいで交換になる消耗品を別途購入する必要がありましたので、それで賃貸借料のほうで対応しております。買った場合と、それは一応どちらが安いかは一回検証をしておりました。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） バッテリーとかいろいろと対応が大変だということで、実際に金額そのものは把握しているということでしょうか、ちょっとその辺について確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） バッテリーについては三、四万、電極パッドについては1万ということで把握しております。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 答弁漏れですか。

○2番（山田喜代子議員） 答弁漏れというか、齟齬があったので、もう一回いいですか。

○議長（長谷川則夫議員） 4回目はダメです。答弁漏れでしたら。

○2番（山田喜代子議員） 答弁漏れです。私が言いたいのは、バッテリーが三、四万とか、いろい

ろとおっしゃいましたけれども、これ実際に賃借料した場合の合計の金額と実際に購入した場合の金額というのは把握して、それで比較されたということなのでしょうか。そのことです。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） すみません、5年間の長期契約と同額でございまして、それでこっちのリース契約のほうが、ちょっと金額は高いかも知れないですけれども、バッテリーとか、そういうのは無償で交換してくれるの、それでこっちで対応するということで伺っています。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） ほかにございますか。このページ、よろしいでしょうか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） なければ、次に参ります。

一般会計の公債費及び予備費、40ページ、41ページの下段から44ページ、最終ページまでを範囲とします。

質疑ございますか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（長谷川則夫議員） それでは、次に墓地事業会計に参ります。

墓地会計については、全てを範囲とします。45ページから56ページ及び公有財産に関する調書、57ページから59ページを含みます。この範囲で質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 50ページ、51ページの歳入のほうでお尋ねします。中段の使用料及び手数料の墓所使用料、納骨堂使用料、合祀墓使用料、三つなのですけれども、収入未済がありますということで、5万160円、これ内訳はどこの部分の収入未済なのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） お答えさせていただきます。

これ管理料の収入未済でございます。芝墓所の年間管理料が構成市で5,280円、構成市外で7,900円で、5万160円の内訳につきましては令和6年分といたしまして5件、過年度分といたしまして4件、合計9件でございます。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 途中で分かったのですけれども、まだ不納欠損になったことが今までになかったということでいいですか。ずっと不納欠損ゼロのような気がするのですがけれども、そろそろ5年以上収入未済のままだと不納のほうに移行していくのかなと思うのですけれども、状況的にはどうだったのでしょうか。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） 過年度分について、一番古いので平成31年度分がございまして、これについてはご協力のほうをいただきましたので、今一番、今年ですか平成31年度分が1件と令和6年度分が2件管理料の支払いのほうをしていただきましたので、不納欠損は今のところ今までもないということです。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） これで3回目ですね。そうしたら、そのところで、いわゆる先ほど一般質問かであったと思うのですけれども、いわゆる無縁仏化というが管理料も払われない、全然手入れもされていないというような状況になりつつある箇所というのにはありますか、実態としては。

○議長（長谷川則夫議員） 土井主幹。

○平岡自然公園事業推進課主幹（土井秀之君） 実態はございません。芝生とか、そういうところはこちらのほうで全部管理しておりますので、そういうのはございません。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） ほかに質疑ございますか。ございませんか。
(発言する者なし)

○議長（長谷川則夫議員） それでは、これで墓地事業特別会計の歳入歳出及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書についての質疑を終わります。

これよりを行いますが、討論は一括で行いますので、よろしくお願ひいたします。
討論ございますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（長谷川則夫議員） 討論なしと認めます。

これより認定第1号及び認定第2号について採決をいたします。
採決は議案ごとに行います。

初めに、認定第1号 令和6年度印西地区環境整備事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長（長谷川則夫議員） 起立全員です。

よって、認定第1号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号 令和6年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、採決に当たっては印西地区環境整備事業組合規約第9条の議決方法の特例が適用されます。

認定第2号について、原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。
(起立全員)

○議長（長谷川則夫議員） 起立全員です。

よって、認定第2号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は8時10分。

(午後 8時01分)

○議長（長谷川則夫議員） 会議を再開します。

(午後 8時10分)

◎議案第1号

○議長（長谷川則夫議員） 日程第8、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） それでは、議案第1号について、提案理由及び議案内容をご説明いたします。

本案は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である三芳水道企業団、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団が、令和8年3月31日をもって解散することにより、同組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合の共同処理する職員採用試験の合同実施に関する事務について、情報処理技術の発展に伴い、制度目的である市町村職員の一層の資質の向上と事務の合理化を各共同処理団体が直接民間に委託するなど、他の手法により可能となったことから、令和8年3月31日をもって当該事務を廃止することにより、千葉県市町村総合事務組合長から千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体に関する規定、同組合の共同処理する事務に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、千葉県市町村総合事務組合規約の変更の協議があつたため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由及び議案内容の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 提案理由及び議案内容の説明が終わりました。
質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） 質疑はないものと認めます。
これで本案について質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
これより議案第1号について採決をいたします。

議案第1号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（長谷川則夫議員） 賛成全員です。
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（長谷川則夫議員） 日程第9、議案第2号 令和7年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） それでは、議案第2号につきまして、提案理由を申し上げます。
本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,244万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,957万円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、歳入では歳出予算の補正財源として、3款国庫支出金と4款繰越金及び6款組合債の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、職員人件費の現員現給による増額のほか、次期施設建設費において次期中間処理施設整備工事の物価スライドの増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川則夫議員） 大野事務局長。

○事務局長（大野徳強君） 議案第2号 令和7年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、議案内容をご説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,244万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,957万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条、継続費の補正でございます。3ページの第2表、継続費補正によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございます。3ページの第3表、地方債補正によるものでございます。

5ページを御覧ください。初めに、歳入につきましてご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金につきましては、補正前の額に330万円を増額し、補正後の予算額

を1億3,389万8,000円とするものでございます。これは次期中間処理施設整備工事費の増に伴い、廃棄物処理施設整備交付金を計上するものでございます。

4款繰越金、1項繰越金につきましては、補正前の額に664万1,000円を増額し、補正後の予算額を1億1,438万6,000円とするものでございます。これは、令和6年度一般会計決算に伴う決算剰余金3億4,022万8,322円の一部を計上するものでございます。

6款組合債、1項組合債につきましては、補正前の額に1,250万円を増額し、補正後の予算額を9億6,690万円とするものでございます。これは次期中間処理施設整備工事費の増に伴い起債額を計上するものでございます。

以上が歳入の補正でございます。

6ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費につきましては、補正前の額から3万9,000円を減額し、補正後の予算額を9,251万円とするものでございます。内容といたしまして、1目一般管理費で職員人件費において現員現給の算定による3万9,000円の減、職員数に変動はございません。

3款衛生費、1項清掃費につきましては、補正前の額に2,508万1,000円を増額し、補正後の予算額を44億5,962万9,000円とするものでございます。内容といたしまして、1目清掃総務費で職員人件費において現員現給の算定による858万1,000円の増、職員数は1名増になります。

4目次期施設建設費で施設整備費において資材等の価格高騰による対応のため、次期中間処理施設整備工事1,650万円の増でございます。

3款衛生費、2項保健衛生費につきましては、補正前の額から260万1,000円を減額し、補正後の予算額を4億3,314万9,000円とするものでございます。内訳といたしまして、2目環境衛生費で職員人件費において現員現給の算定による260万1,000円の減、職員数に変動はございません。

以上が歳出の補正でございます。

次に、一般職と会計年度任用職員の給与費明細書につきましては、7ページから15ページに記載のとおりでございます。職員数につきましては1名増となっております。

最後に、16ページには継続費に関する調書、17ページには地方債に関する調書を添付してございます。

以上で議案第2号、一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（長谷川則夫議員） 提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

質疑に当たりましては、ページを述べてからお願ひいたします。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 質問ですけれども、先ほども一般質問でやった部分のインフレスライドの部分ですけれども、補正予算書のいわゆる継続費のところで3ページ、さらっと書いているのだけれども、これ以前もらった資料によると17億6,600万の増額を要求されていると、要求されているというか、これ組合のほうでも現実的に残工事金額に対する8.402%で17億6,600万円の上限として、今回補正予算として出しますよと、仕方あるまいという何か気分もあるのだけれども、簡単にこれ17億6,600万といって印西市で考えると仮に6割負担するとしたら10億です。10億から11億、印西市の負担、残り白井市と栄町で負担するということになるのだけれども、それも仕方あるまいという感じで本当に賛成してしまっていいのかなというのが非常にありますよ。ちょっと確認なのだけれども、これそもそも今年の6月に全員協議会においてスライド条項に基づいてJFEのほうからスライド協議をしたいということで、スライド額が7月に出てきて今日10月ですから、その間スライド協議をしてきたと思うのだけれども、これ何回協議をしてきたのですか、まずそこを確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

協議につきましては、請求のありました3月から平均で月1回程度の打合せを持っております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 月に1回やってきたところですけれども、これ組合議員に出された資料によると、物価上昇率の算定根拠が非常にこれ細かく載ってきてはいるのだけれども、これをでは組合側としてどのように検証してきたのかというのが非常にちょっと疑問があるのです。何が言いたいのかというと、JFEというやっぱりある程度技術者集団と、組合側の人間と例えれば机並べて、交渉できるのですか、交渉できたのですか。そこが非常に疑問なのですよ。いきなりこれ17億6,600万ものを、説明的な資料は資料としていいけれども、この技術力のはっきり言ってしまうとその乖離の交渉力の差というものを縮めることはできなかったのかと、確かにスライド条項、今回インフレスライドということでやっていますけれども、もちろんこれフローチャートがあって、そのフローチャートに従ってやっていくと、JFEとしてはインフレスライドを使いますよって、その理論は分かるのです。

理論は分かるし、言っていることは分かるけれども、だけれどもではそれを「はい、そうですか」といって月1回きちんと同じような技術力持ちながら、必要だったらそういう専門家を入れながら17億も入れると、では「はい、そうですか」、「うん、そうだね」って、印西市10億、白井市5億、6億、栄町1億くださいって、それはちょっと違うのではないって思うのだけれども、確かに工事が止まられて困りますよ。止まられたら、それはそれでまた別の問題として困るのだけれども、だけれどもちょっとその辺の説明がないまま、「はい、では行きましょう」というわけにいかないので、その辺のではどういう交渉をしてきて、誰が出てきて、どういうふうにしてこの話合いがされてきたのかというのをちょっと説明していただけますか。市場原理とその技術的優位性をJFEに持たれたまま、組合議会として「はい、そうですね、うん」というわけには、心情的には分からなくはないし、本当に先ほど申し上げたとおり仕方がないといえば仕方がないのかかもしれないけれども、なかなかこれ仕方がないって割り切って、では10億印西市民に負担させるというのはどうなのだいというのであるので、ちょっと回答ください。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） スライド金額につきまして、妥当性の確認をする意味で中立でございます現在工事の施工管理を行っております株式会社環境技研コンサルタントも含め、施工管理業者、施工業者、あと組合の3者で協議を進めてまいりました。その協議を進める中で日銀物価指数ですか国土交通省の公表しております公共工事施工単価などをもちまして協議を行ってまいりましたところでございます。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今回、先ほども一般質問でお聞きしたとおり、令和7年の3月26日に基準日を置いてやっていくということであれば、今後ここが基準日となっていくことはいくのだろうけれども、今回物価上昇した主な資機材が、では令和7年3月26日から、あと2年間でどれだけ上がるかって、ほかにも例えばプラント工事、建設工事、設備工事するに当たって、また上がりましたというわけにいかないと思うのです。今回ははっきり言ってしまうと、この組合のスライド条項の話というのは初めてなので、1回ぐらいしようがないのかなというのが何となくあるけれども、そのしようがないで10億というのもどうなのだというのがやっぱりあるから、その辺をしっかりと文章として例えば今回変更契約について建設工事の請負仮契約書が今回初めて出てきて、その中の条項なんかも資料として添付されているけれども、今回変更契約が行われた後には例えば変更仮契約が令和8年1月の段階でこういう契約書をきちんと出してもらうことはできるのですか、そこを確認したいと思います。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 変更契約書の提示につきましては、できると考えておりますので、額が決まりましたらご提示させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） ほかに質疑ございますか。

柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） では、質問させていただきます。

今回インフレスライド条項だということで、それで積算されてきているのですけれども、そもそもスライド条項って三つあるわけですよね。全体スライドと単品スライドとインフレスライドと、インフレスライドは要件見ると予期することができない特別の事情により、工期内の日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションが生じ、請負代金額が著しく不適当となったと認めると、こういうときにインフレスライドを適用させて、受注者は1%の負担でいいよというふうな特別な状況だったはずなのです。では、今回のその特別な状況というのはどういう状況があったのでしょうかということがまず最初、予測することができない特別な事情というのはどういうことでしょうか。ちなみに、予測することができないというのは例えば東北の被災3県の状況とか、あるいはウクライナとかコロナとかで急激にインフレがアップしたとか、そういうようなときは確かに2021年から急激にアップしています。そういうのは当てはめられると思うけれども、ここ数年はもう落ち着いていて、年に2、3%ぐらいで緩やかに上昇しているという状況で、何をもってして特別な、予測することができないということになったのかというのをきちんと説明をしていただきたい。

それと、基準日、もらった資料では令和2年を100として、まず応札日の物価指数を使って、それから物価上昇の申出のあった今年の3月26日を基準日の2として、応札日と今年の3月26日の間にどのくらい物価指数が上がったかというののパーセンテージ、物価上昇率というのを出しているということだと思うのです。プラント工事については日銀の物価指数を使って、建築工事と設備工事については国交省の労務単価なり標準賃金なりを使っていますという説明が書いてあります。まず、この基準日1の応札日、これについて確認をしてください。国交省の資料とかを見ても、応札日を基準日にするなんて、どこにもないのです。契約日なのです。だから、スタートは令和6年の2月9日が可決した日なので、それ以降契約した日、ここが基準になるはずで、応札日なんてどこにも書いてないので、これでもう半年以上違ってしまいます、物価指数、ここの確認をまずしてください。

それから、表の見方って、物価指数の率を出すときの、これ一回ここで伺って説明は聞いているのですけれども、やっぱり分かりにくいなと思うので、皆さんにも共有していただきたいと思うので伺います。プラント工事だけ日銀の企業物価指数を使い、建築工事、設備工事、これは国交省のデフレーターという指標なのですけれども、これを使っている。これはどうしてそんなふうに違い指標を使わざるを得ないのかということを確認します。

それから、6年度中に購入した資材なんかもこの対象に入ってくる、もう既に済んだ工事の中の価格に入っていると思うのですけれども、そういうようなものの確認というのはどうやって行ったのでしょうか。

それから、これもし今回インフレスライドで通ってしまったとしたら、これで終わりというわけではないですよね。全体スライドは、もう契約日が最初から決まっているからこれだけで、最初で最後のチャンスかなと思っていて、インフレスライドはそうではないですね。来年も出てくるかもしれない。残工事が2か月以上あれば、そのスライド条項って申請してくることができるわけですから、それどこまで認めるのですかというところですね。全体スライドというのは、受注者負担が1.5%、インフレスライドは受注者負担が1%、要は値上げした分、今回であれば17億6,000万円上がってしまっているから、その分くださいよというときに、受注者は1%負担します。受注者というのはJFEですね。残りの分を自治体が持りますよという中身になっているのです、インフレスライドは。だけれども、全体スライドは1.5%受注者負担ということなのです。つまりそれだけでも1億ぐらい金額変わってくるのです、自治体側の負担が。1.5%受注者に持ってもらう、受注者にとっては厳しいかもしれないけれども、もともとが300億円の工事ですから、自治体の負担が1.5%減ると、そういう状況で全体スライドかインフレスライドかというのは、どういうことをもって判断をしたのか、これはすごく大きいと思うので、ここの説明はきちんと承りたいと思います。

よろしくお願ひします。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川則夫議員） それでは、すみません、休憩いたします。再開を8時50分。

（午後 8時40分）

○議長（長谷川則夫議員） 会議を再開します。

(午後 8時50分)

○議長（長谷川則夫議員） 答弁を求めます。

宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） それでは、お答えいたします。

特別な状況については何かというご質問にお答えいたします。急激な物価上昇といたしましては、資材価格及び労務単価の急激な上昇がございましたので、特別な状況として判断しております。

続きまして、基準日について応札日を採用した件につきましては、国土交通省労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適切な請負代金の設定や適正な工期の確保についてに基づきまして、積算に用いる資材価格について可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いることとされておりますことから、応札日を採用したものでございます。

続きまして、違う指標を使った理由につきましては、プラント工事につきましては日本銀行企業物価指数、これのみに掲載されておりますので、こちらを使い、その他のものにつきましては国土交通省で出しております労務単価及び機械据付工事費の労務単価を採用しております。

続きまして、今後も来年も再来年もあるのかという質問に対しましては、今後1%を超える上昇が見込まれたときには、その際はまた交渉し、スライド条項の請求がある可能性がございます。

全体スライドとインフレスライドで、なぜインフレスライドを採用したかということにお答えいたします。こちらにつきましては、インフレスライド、全体スライド、どちらを請求するかにつきましては、事業者の判断となっておりますので、急激な変化が見込まれたことからインフレスライドを採用しております。なお、全体スライドにつきましては、全体的な緩やかな変動に対しての請求となつておるものでございます。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 基準日について、契約日でなくて限りなく、可能な限り入札日に近いというのは何に出ているのですか。それ国交省の資料だとしたら、私も同じ国交省の資料を見て、これは契約日だというふうに判断したのですけれども、そこにちょっと齟齬があって、応札日と契約日だと半年以上違うから、またレートが変わってきているはずです。そこはちゃんとしてもらいたい。もう一回確認をしてください。

それから、何でインフレスライドとしたのかということについては、資材とか労務単価が急激に変化したということでしたけれども、何をもってだから急激な上昇をしたというふうにおっしゃるのですか。そこがはっきりしないと、さっき申し上げましたように、5%も6%も上がっていなくて2、3%、これ日銀の企業物価指数の速報でも対前年比7月だと2.6%です。あと3月であっても4.2%、毎月変動しますので、対前年比です。だから、それをもって急激というふうな判断というのは一体誰が、逆にどこに相談をしたかという、県でしょうか国でしょうか、多分単独では決めかねるので、どこかに相談をしたのではないのかなと思うのですけれども、ではもしそれを相談した場合、どういう返事だったのかということをお尋ねします。

それと、インフレスライドにしろ全体スライドにしろ、今ここで示されている9.402%、これは軽くクリアしていますよね、1%も1.5%も、だから逆に全体スライドでもうよかつたわけだしインフレスライドでなくてもよかつたわけだし、そこを判断するのは、それこそ最少の経費で最大の効果を出さなくてはいけない地方自治体としての務めでもあるので、そこの検討、そこの交渉というのではなく組合さんがやらなくてはいけなかつたことなのではないのかなと思うのです。だから、そこのについて何か交渉したりもしたのか、何も言われたままインフレスライドと同意してしまったのか、そこのについて確認をします。

それと、やはりまた交渉して、またもう一回インフレスライドで物価上昇分を上げてくださいと言ってくる可能性がありますということでしたよね。今回で17億円上がりました。そして、来年に

なったら、また何%か上がって、残工事分だから、これ以上高いことはないのかもしれない、もっと上がったらどうなるか分からない。そうすると、どんどん、どんどんローテーションですよね。今でもう既に17億円上がっていて、これでいいたら限りなく300億円になってしまってはいけない状況だと思うのです、特に組合の場合。だから、そこについてもう一回はつきりとお示しくださいということです。

もう一つ、今度は利率についてもクレーンが135.69%とか前回の資料ですけれども、何かすごく高いのばっかり示されているのですけれども、例えば先ほど申し上げましたように、日銀の指数では全部の平均が2.6%とか、そんな程度で、こんなに12.何%も上がってるというのは一体どこから持ってきたのか、そこがちょっと日銀の指数ですから、こちら資料として出されているプラント工事の部分の電気設備116.5%、だから支出として、どうやったらこの数字が出てきたのかというのが、やっぱり疑問なので、ここについてもお示しいただきたい、こういうこと。これ平均なのですよね、多分物価上昇9.402%って出してきたのは、だからそうするともっと低いものもあったはずで、こういう高めのものばかり例示ではなく低めのものもちょっとお知らせをいただきたいかなと思います。

それと、確認をおきたいのですけれども、本契約のほかにも管理運営維持費が令和10年度から債務負担行為で令和29年度まで委託することになっています。これがまた103億ぐらい、こちらのほうもスライド条項の適用だったら、これまた大変だなと思っているのですけれども、ここはスライド条項の適用になるのでしょうか。そこについて確認します。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまの質問にお答えいたします。

応札日が何に出ていたのかというご質問についてお答えします。こちらにつきましては、国土交通省がしております労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適切な請負代金の設定や適切な工期の確保について、こちらにているもの、内容を採用させていただいております。

次に、インフラスライド、何をもってインフラスライドと決めたのかにつきましては、こちらにつきましては千葉県のほうにもご相談しまして、1%を超えるものについてはインフレスライドを採用するようにというような回答をいただきましたので、そちらを使わせていただいております。

経費につきまして、高いものだけ載せてあるのではないかということにつきましては、建設工事の資材価格の上昇率等につきましては、H鋼、鋼材ですね、鉄の材料につきましても一部物価が下がっているものもございます。また、設備の上昇率につきましても、変電設備ですとか自家発電装置等につきましては、今提示しておりますパーセントよりも低い上昇率となっております。

（何事か呼ぶ者あり）

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） すみません、今後供用開始後にかかるまいります管理運営経費につきましては、スライド条項の適用となっておりませんので、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 基準日についてですけれども、可能な限り入札日に近いものにするよう書いてあるということですけれども、要は基準日というのは交渉次第なのかなというふうに受け止められます。逆に私が持っている資料だと契約日になっているので、それこそ基準日というのは交渉次第だったはずではないのかなと思います。

それと、県から1%以上はインフレスライドにするようにと言われたということですけれども、そうではなくて1%以上になったらインフレスライド条項を当てはめることができますよ、1%以上超えなかつたら受注者が負担しないから1%以上になったら受注者負担が発生してくるから、インフレスライド条項というのを当てはめることができますよという回答で、これにしなさいということは言っていないと思います。それこそ当事者同士の協議だと、実は国の方にまで確認の電話を入れたのですけれども、インフレスライド条項だって言われたらインフレスライドにするし、国の方は言われたものは受け入れる。だけれども、実際にやるのは地元だろうという言い方をしていました。だから、全体スライドも当てはまる、インフレスライドも当てはまるという状況であったならば、それこそ

交渉を受注者と発注者として、そちらで決めたらいいのではないですかという言い方でした。だから、県も多分国に倣っているだけだと思うので、その姿勢は変わらないはずで、そんなこっちにしなさいという指示とかはしないのではないかと思います。だから、そこに自分でどうしようというところ、主体的なところがちょっと見られていないなというのが凄く残念です。

そして、先ほどのレートについてですけれども、やっぱり全然上がっていないものもあるし、示された9.402%よりも低いものも当然あるだろうなと思いました。物凄くたくさんの項目をチェックされているのも確認しているので、凄く苦労されているのだろうなということも分かるのですけれども、2、3%程度の上昇であることを急激と言えるのかというと、やっぱり説明は苦労しますよね。そうではないところをちゃんと交渉をして、全体スライドのほうに持っていくべきだったのではないかなど私は思います。

それと、管理運営経費のほうは、スライド条項の適用外、そのとおりです。でも、間違ってもそちらのほうで上げてくださいと言われてもそんなことは絶対あり得ないので、それはお願ひしたいと思います。

というわけで、交渉次第だったのではないか、それからできるだけ負担を減らすような努力をすべきだったのではないかというようなところが私としては疑問として残ったまんまでです。だから、そこでもしお答えが得られるようでしたら、いただきたいと思いますけれども、あと令和6年度中に購入した資材の確認はどうやって行ったのかということのお答えはまだいただいていませんので、そこもお答えいただけるなら、お願ひいたします。

質疑はそのくらいです。お願ひします。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 基準日前に入っていた資材につきましては、令和6年度の出来高検査によりまして出来高を確認し、残工事費の確認と併せて行っております。令和6年度の出来高検査の際に、そちらの資材についても残工事の確認と併せて行っております。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 答弁漏れ等はございませんか。

○6番（柴田圭子議員） 基準日のことを、交渉次第ではなかったのかというか、必ずしも応札日になくてはいけないということではなさそうだと。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 先ほども申し上げましたとおり、可能な限り入札日に近い時点において最新の単価を用いることとなっておりますので、応札日を採用させていただきました。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） ほかに質疑はございませんか。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） すみません、今のやり取りを聞いていて、ちょっと私も疑問があるのでお聞きするのですけれども、今購入済みというか手配済みの資材についての確認は令和6年度の出来高調査のときにしたということのお答えだったのですが、それは応札日からという基準日と言っていたので、応札日からということになりますよね。通常応札というのは入札に札を入れたときですから、落ちるかどうか、まだ分からぬという段階ということですね。落札できるかどうか分からない段階で、議会が賛成するかどうかも分からない段階で、契約していれば契約後に新クリーンセンターのための資材を購入したり人の手配をしたりということはもちろん当然するでしょうけれども、応札時点で落ちるかどうかも分からないし、議会の賛成が得られるかどうかも分からない状態のときに、資材の手配とか人の手配とかって、もう既にするのですか。その部分というのを今答えていらっしゃったと思うのです。基準日からの令和6年度の出来高までというのを確認したということなので、そういう部分についても何か持たなければならないということになるのですか。その点を、だからきちんと交渉して契約日にしていただく努力をしたほうがいいのではなかったのですかということを多分柴田議員は聞いていらっしゃるので、国交省がどうとかではなくて、そういう交渉が実際あったのかど

うか、月1回の協議の中でそういう交渉がされたのかどうかということをまずちょっとお答えいただきたいと思います。

それと、もう1項目お願ひしてもよろしいですか。別項目で6ページ、すみません、衛生費のほうで職員さんが一人増えているということなのですけれども、こちらのどこに配置される予定なのかというところをお願いします。

○議長（長谷川則夫議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、私のほうで人件費の部分についてお答えをさせていただきます。

衛生費で1名増というところになりますが、こちらについては庶務課、クリーンセンター、平岡自然公園事業推進課、三つの課がありますが、その中でクリーンセンターに1名増と、予算上の1名増です。先ほど一般質問のほうでは、今年度令和7年度は2名増というようなお話をさせていただきましたが、当初予算積算時には1名増の予算を計上しておりましたので、その後現員現給によって1名増となったというところで、予算上は1名増の計上となっております。

以上です。

○議長（長谷川則夫議員） 確認をしますので、休憩します。再開を9時25分。

（午後 9時15分）

○議長（長谷川則夫議員） 会議を再開します。

（午後 9時29分）

○議長（長谷川則夫議員） 答弁を求めます。

宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） お答えいたします。

契約日ではなく応札日にした理由としましては、先ほども申しましたとおり、国土交通省が示しております労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適切な請負代金の設定や適正な工期の確保について、及び環境省で示しております廃棄物処理施設建設工事等の入札、契約の手引及び廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について、こちら3通の通知の中でございまして、こちらの中で全てにおいて積算に用いる資材単価については、可能な限り入札日に近い日時を採用することとなっておりますので、応札日のほうを採用させていただきまして。また、資材等で人件費につきましては、当然業者ですので契約後に手配をしているものと考えております。こちらにつきましては、令和6年度該当分の資材につきましては今回の出来高分から除いておりますので、スライド条項の対象額とする残工事費につきましては、そちらを除いた残りの事業費となっております。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） ありがとうございました。結局何が聞きたいかというと、全協でいただいた資料のスライド条項という資料2というところにも、やはり契約締結日というふうになっていますし、これは交渉で確かに国のはうはそのように入札日に近いところ、業者に損がないようにということなのかもしれないのですけれども、ある程度やっぱり入札時点での単価で積算するわけですから、そういうところから見なさいよということなのかもしれないのですけれども、これ交渉次第でできたのしょうか、契約日にできたのか、できる余地があったのか、こちらとしても入札日に近いところということで応札日採用しますという形で言ったのか、どうなのでしょうか。今後の要するに、今後また何かあるときに、この基準日について交渉することで設定するという余地があるものなのか、国の通知なんかに従わざるを得ませんよというものなのか、ちょっとそこだけ確認させてください。最後にお願いします。

○議長（長谷川則夫議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） そちらの採用につきましては、施工管理を行っております業者も含めて交渉を行いまして、その中で先ほど申し上げた3通の通知がありますので、そち

らを基に応札日というふうにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（長谷川則夫議員） ほかに質疑はございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（長谷川則夫議員） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございますか。

柴田議員。

○6番（柴田圭子議員） 反対の立場で討論いたします。

先ほどから応札日のところで随分いろいろやり取りをされていますけれども、やっぱり一方では契約日を明示してある資料もあり、可能な限り入札日に近いものって、これまた随分曖昧な表現で指示されていて、そこはやっぱり主体性を求められるところかなと思います。それと、申し上げましたけれども、レートですね、日銀の物価スライド指標の平均は、こんなに高い方が書いてない、総平均がこんなふうに高くはないので、またやっぱりこの指標の出し方がこれで本当に大丈夫なのだろうか。一つ一つ細かくやっていらっしゃるのは分かっていますけれども、ということが疑問として残るのと、それからやっぱりインフレスライドという特別な事情というふうにわざわざことわり書きをしてある条項を使うのであれば3%、4%の資材上昇ではなく、もっと5、6%、5%ぐらい労務単価が上昇になっても国交省はこれ急激な上昇ですという指定とかはしていないのですよね。だから、その特別な事情というのがちゃんと明示されなければ、インフレスライドというのは使ってはいけないだろうし、説明もできないのでは、もうちょっと困ってしまうなと思います。これ今回だけではなく、これからもずっとつながっていく話なので、やっぱり最初きちんと自治体としてのスライド条項の捉まえ方ですか、ここをきちんともうちょっと整理をして、別に今回通さなくても、またどうせスライド条項の話し合いするのでしょうか、後日でも構わないのではないかなどと思いますので、もう一回きちんとやり直しをしてもらいたいなという思いで反対いたします。

○議長（長谷川則夫議員） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。
(発言する者なし)

○議長（長谷川則夫議員） 反対の方の討論はございますか。
(発言する者なし)

○議長（長谷川則夫議員） ほかに討論はございますか。
(発言する者なし)

○議長（長谷川則夫議員） 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。
(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（長谷川則夫議員） 討論を終わりますから手を挙げていらっしゃいますけれども、終わりますと言う前に手を挙げてください。

どうぞ、いいですよ。

○4番（三浦容子議員） 反対で討論します。スライド条項の資料の中で、急激なインフレ、かつ急激に賃金水準または物価水準が変動した場合にインフレスライドということで、今回はそれに該当しないというふうに感じました。また、建設費を最大限に抑えるための交渉が十分に行われていなかつたのではないかという疑問が残りますので、反対させていただきます。

○議長（長谷川則夫議員） 再度確認します。討論はございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（長谷川則夫議員） 討論はないものと認めます。
これで討論を終わります。

これより議案第2号について採決をいたします。

議案第2号 令和7年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第2号）についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（長谷川則夫議員） 賛成多数です。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（長谷川則夫議員） この際、時間を頂戴しまして一言申し上げます。
今般一身上の都合により議長の職を辞させていただきますようお願い申し上げます。
ここで暫時休憩いたします。

(午後 9時38分)

○議長（長谷川則夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 9時40分)

◎日程の追加

○議長（長谷川則夫議員） 松尾副議長、議長席にお願いします。
(議長、副議長と交代)

○副議長（松尾榮子議員） お疲れさまです。地方自治法第106条第1項の規定によりまして、議長の職務を行います。

休憩中に長谷川則夫議長から議長の辞職願が提出されました。
お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（松尾榮子議員） 異議なしと認めます。
したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長辞職

○副議長（松尾榮子議員） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、長谷川議長の退場を求めます。
(10番 長谷川則夫君退場)

○副議長（松尾榮子議員） 書記長に辞職願を朗読させます。
大野事務局長。

○書記長（大野徳強君） 朗読いたします。
辞職願。印西地区環境整備事業組合議会副議長、松尾榮子様。
このたび都合により議長を辞職したいので、許可されますよう願い出ます。
令和7年10月22日。印西地区環境整備事業組合議会議長、長谷川則夫。

以上でございます。
○副議長（松尾榮子議員） お諮りします。長谷川議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（松尾榮子議員） 異議なしと認めます。
したがって、長谷川議長の辞職を許可することに決定しました。
長谷川則夫議員の入場を許します。

(10番 長谷川則夫君入場)

◎日程の追加

○副議長（松尾榮子議員） ただいま長谷川議長の辞職により議長が欠員になりました。
お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（松尾榮子議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎議長選挙

○副議長（松尾榮子議員） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（松尾榮子議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、副議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（松尾榮子議員） 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に柴田圭子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました柴田圭子議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（松尾榮子議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました柴田圭子議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された柴田圭子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、当選されました柴田圭子議長をご紹介いたします。

○6番（柴田圭子議員） よろしくお願いします。

○副議長（松尾榮子議員） 以上で議長の進行は終わりました。ご協力ありがとうございました。

ここで新議長と交代いたします。柴田圭子議長、議長席にお着き願います。

(副議長、議長と交代)

○議長（柴田圭子議員） ここで暫時休憩といたします。

(午後 9時47分)

○議長（柴田圭子議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 9時49分)

◎日程の追加

○議長（柴田圭子議員） 休憩中に松尾榮子副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長辞職

○議長（柴田圭子議員） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により副議長の退場を求めます。

(1番 松尾榮子君退場)

○議長（柴田圭子議員） 書記長に辞職願を朗読させます。
局長。

○書記長（大野徳強君） 朗読いたします。

辞職願。印西地区環境整備事業組合議会議長、柴田圭子様。

このたび都合により副議長を辞職したいので、許可されますよう願い出ます。

令和7年10月22日。印西地区環境整備事業組合議会副議長、松尾榮子。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） お諮りします。松尾榮子副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認めます。

したがって、松尾榮子副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

松尾榮子議員の入場を許します。

(1番 松尾榮子君入場)

◎日程の追加

○議長（柴田圭子議員） ただいま松尾榮子副議長の辞職により、副議長が欠員になりました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎副議長選挙

○議長（柴田圭子議員） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に増田葉子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました増田葉子議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまご指名いたしました増田葉子議員が副議長に当選されました。

副議長に当選された増田葉子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、当選された増田葉子副議長をご紹介いたします。

○3番（増田葉子議員） よろしくお願ひいたします。

◎日程の追加

○議長（柴田圭子議員） ただいま議会運営委員会委員が2名欠員となっております。

したがいまして、欠員となった議会運営委員会委員の選任について日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（柴田圭子議員） 追加日程第5、印西地区環境整備事業組合議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認めます。

したがいまして、議会運営委員会委員に松尾榮子議員、長谷川則夫議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名をしました2名の議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（柴田圭子議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和7年第2回印西地区環境整備事業組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

（午後 9時54分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

前 議 長

前副議長

署名議員